

五 人物・文化交流

1 後藤新平訪ソ関係

219 昭和2年8月23日 出淵外務次官 在本邦ソ連邦代理大使 会談

漁業問題・ハンカ湖開墾問題等に関する在索
ベセドフスキーソ連代理大使の発言要領

付記一 昭和二年四月十三日ベセドフスキー参事官来

談

後藤新平提唱のハンカ湖付近開墾問題につい
て

二 昭和二年五月後藤新平より在本邦ソ連邦大使

に手交の覚書

沿海州における開墾会社設立について

漁業問題等ニ関シ露国代理大使ト出淵次官会

談ノ件

昭和二年八月二十三日露国代理大使「ベセドフスキー」出
淵次官ヲ来訪ノ際会谈セル要領大要左ノ通り

ヲ求メサルヲ得サル旨ヲ告ケ置キタリ

一、「ハンカ」湖付近開墾問題 先般後藤子爵ヨリ本問題

ニ付「ドブガレフスキー」大使ニ覚書ヲ送付セラレタル
ニ対シ最近貴代理大使ヨリ回答セラレタル趣聞込ミタル
カ右内容如何ト尋ネタルニ代理大使ハ左ノ通り答ヘタリ

露国政府ニ於テハ歐羅巴露西亜ヨリ沿海州方面ニ向テ
移住民ヲ送ル計画ヲ有シ居ルヲ以テ殖民ヲ目的トスル
此種開墾事業ニハ到底同意スルヲ得ス尤モ露国ニハ農
業ニ関スル「コンセクション」ノ規定アルヲ以テ後藤
子爵側ヨリ在東京露国通商代表ヲ経テ莫斯科利権委員
会ニ対シ願書ヲ提出スル時ハ多分詮議セララルコトヲ
得可シ

右ニ対シ次官ヨリスル「コンセクション」ハ露国側ニ於
テ果シテ与フル趣意ナリヤト尋ネタルニ期限ヲ三十年ト
シ土地ノ面積ヲ一万「ヘクタール」位トスルニ於テハ一
定条件ノ下ニ許可ヲ受クル望無キニ非ス一万「ヘクター
ール」トセハ水田ヲ行フ場合ニ一、二万ノ農夫ヲ移住セシ
ムルコトヲ得ヘント答ヘタリ

三、支那時局 「ボロヂン」夫人釈放ニ関シテハ「ドブ

一、漁業協約問題 露国代理大使ヨリ最近「カラハン」

ヨリ電訓ニ接シタル趣ヲ以テ「コオポラチーヴ」ニ関ス
ル露国ノ最後提案ニ対シ成ル可ク速カニ田中大使ニ向テ
訓令ヲ発セラレ度キ旨ヲ申述ヘタルニ付次官ヨリ「コオ
ポラチーヴ」ニ聞スル露国ノ最後案ハ日本ニ於テ依然不
満足ト思考スルモ目下一応考慮中ナルコトヲ告ケ露国政
府ニ於テハ「コオポラチーヴ」ノ制度ヲ割合ニ有力ナラ
サルモノト看做サレ居ルカ如キモ本年春鯨蟹殻売ノ際ノ
例ニ依レハ「コオポラチーヴ」ナルモノハ仲々悪戯ヲ為
シ得ル力アリト認メラル日本側トシテハ之ニ対シ相当考
慮ノ必要アリト認ムル旨ヲ告ケタルニ代理大使ハ本年春
ノ例ハ誠ニ露国ニ取ツテ不幸ナリシコトヲ告白シ兎ニ角
漁業協約問題ハ大分延々ニナリ居ルニ付可成速カニ田中
大使ニ訓令ヲ与ヘラレムコトヲ懇請シタルニ付次官ヨリ
「コオポラチーヴ」問題ニ付テハ兎ニ角露国政府ノ再考

ガレフスキー」大使ノ依頼ニ依リ相当尽力スル処アリタ
ルカ同夫人ハ釈放後哈爾濱ニ赴キタル報道ニ接シ居ル処
右ハ事実ナリヤト尋ネタルニ代理大使ハ同夫人ハ其ノ後
「イルクーツク」ニ赴キ今頃ハ恐ラク莫斯科ニ赴キタル
ナルヘシト答ヘタルニ付之ヲ引掛ケニ次官ヨリ「ボロヂ
ン」ハ今何処ニ在リヤト夫ト無ク質問セルニ代理大使ハ
「ボロヂン」ハ漢口ヲ去リタル後馮玉祥ヲ洛陽ニ訪問シ
自動車ニテ外蒙ヲ経テ帰国スル目的ニテ出発セルカ最近
甘肅省蘭州ヲ通過シタルコトニ付テハ確報ニ接シ居ルコ
トヲ告ケ第三「インターナショナル」ノ支那ニ於ケル行
動ハ全ク失敗ニ帰シタルコトヲ肯定セリ

(昭和二年八月二十三日 出淵次官口述速記)

(付記一)

「ハンカ」湖付近開墾問題ニ関シ「ベセドフ
スキー」談話ノ件

昭和二年四月十三日露国大使館参事官「ベセドフスキー」
出淵次官ヲ来訪シ漁業問題ニ関シ談話ヲ為シタル後後藤子
爵ノ提唱セル「ハンカ」湖付近開墾問題ニ付大要左ノ如ク
語レリ

「ハンカ」湖付近開墾問題ニ関シ昨年後藤子爵ヨリ「コップ」大使ニ内話セラレタル際同大使ハ右計画ニ頗ル興味ヲ感シ直チニ本国政府ニ向テ右計画ヲ支持シタル意見書ヲ提出シタルカ本国ニ於テハ「ハンカ」湖カ満州朝鮮ト近接シ居ル關係上斯カル方面ニ多数ノ日本人移住ヲ見ルカ如キコトハ不可能ナリトノ議論陸軍側ニ起リ結局本国政府ヨリ右計画ハ之ヲ許可スルヲ得スト回答シ来レリ本問題ニ就テハ自分ニ於テ始メヨリ反対意見ヲ有シ居リ其ノ旨「コップ」大使ニモ述ヘタル次第ナルカ日本側ヨリ資本ヲ提供シ露國農業労働者ヲ利用シテ開墾事業ヲ興スカ如キコトハ固ヨリ結構ナルモ日本人ヲ移住セシムル目的ヲ以テ斯ル事業ヲ興ス事ハ到底露國人ノ容認シ得サル処ナリ

「ソヴィエト」側ニ於テハ後藤子爵カ国論沸騰ノ最中ニ「ヨッフエ」ヲ支那ヨリ呼寄セ遂ニ日露国交回復ノ端緒ヲ開クニ至リタル努力ニ対シ深ク感謝シ居ルモ同子爵ハ一面ニ於テ平和的親露の意見ヲ有シ居ラルルモ動モスレハ之ト兩立セサル侵略の傾向ヲ有シ居ラルモノト認ム同子爵ニ対スル信用追々薄ラキツアル模様ナリト附言セリ

(昭和二年四月十五日 出淵次官口述速記)

ラサムトスルモノナリ

(四)何等故障原因ノ発生セサル限り会社ハ十五年以内ニ本企業ヲ完成セムコトヲ期ス

(五)会社ハ移住家族ニ対シ一定ノ面積ニ対スル借地料ヲ免除ス

(六)会社ハ投下資本額ヲ償還スル為メ一定ノ借地料ヲ徴収スト雖モ一定期間經過後ハ一切ノ開墾地ニ対シ借地料ヲ免除シ移住農民ノ經濟ヲ強固ニシ以テ村落ノ健全ナル發達ヲ計ルヘシ

(七)会社ハ利権期間經過後ハ一般ノ福利促進ノ為メ交通機關、公共的教育機關及公共の保健機關ヲソヴィエト政府又ハ当該地方公共団体ニ無償ニテ讓渡シ又其他ノ經濟助長設備ハ無償又ハ有償ニテ地方公共団体又ハ農業組合ニ讓渡スヘシ

二、利権ノ希望条件

(一)八十七万町歩ノ範圍ノ農業及牧畜ニ適スル土地ヲ租借スルコト右土地ハ租借(成立)後可及的速ニ兩國ノ委員ニ依リ現場ニ於テ確定セラルルコト

(二)烏蘇里鐵道ノ適當ナル地点ヨリ利権地域迄会社ノ仕業

(付記二)

沿海州ニ開墾会社設立方ニ関スル件

一、企業ノ根本目的

(一)本企业ハ日本カ現在失業問題及人口超過ニ悩ミツツアルニ鑑ミソヴィエト政府ノ許可ヲ得テ露領東亞ニ貧民ヲ移住セシメ天然資源ヲ開拓シ生産ヲ高メ商業及交通ヲ振興シ以テ兩國ノ經濟的關係ヲ一層密接ナラシメ兩國民ノ福利ヲ増進セシムトスルモノナリ

(二)然ルニ本企业ニ必要ナル資本ハ貧民ヲ株主トスルコトニ依テハ調達シ得サルヲ以テ会社ハ株主ヲ公募スルコトニ依テ設立セラルヘク尤モ日露合併会社ノ設立ヲ見ルコトヲ妨ケス

(三)本企业ハ兩國民相互ノ繁榮ナル原則的基礎ニ於テ完全ナル諒解ト協力ニ依テ露領東亞ニ於ケル天然資源ヲ開拓シ協力ノ果実ヲ享受セムトスルモノナルニ依リ事業ノ範圍ハ独リ農業の企業ノ經營ニ止マラスシテ交通機關、公共的教育機關、公共の保健機關及一般の經濟助長設備ヲ利権地域及其付近ニ建設シ經營スルコトニモ及フヘク以テ友交關係ヲ永統セシメ兩國民ノ福利ヲ齎

ヲ容易ナラシムル為メ殖民鐵道ヲ布設スルコトノ特許ヲ得ルコト

(三)利権期間ハ七十五年間トス

(四)事業ニ必要ナル機械、器具、建築材料及其他ノ原料品ノ輸入ニ対シテハ一切ノ課金及租稅ヲ免除セラルルコト

(五)土地借料並一切ノ課金及租稅ノ免除ハ会社設立ヲ正規ニ登記セル日ヨリ十五年間トス

(六)会社ノソヴィエト政府ニ支払フヘキ借地料ハ株主ニ対スル配当金ノ十パーセント以下タルヘク國稅、地方稅及課金ノ總額ハ借地料ノ十分ノ二ヲ超ユヘカラス

(七)会社ハソヴィエト政府ニ対シ利権地域(本来開墾ノ為メニ定メラレタル土地ハ此限りニ非ス)ニ於テ伐材スル場合適當ノ補償ヲ支払フ但シ右ハ移住家族ノ住宅建築用及暖房用ノ木材ハ之ヲ廉価ニ讓渡シ又道路鐵道市街電車学校病院試驗農園及其他ノ公共的福利設備用ノ木材ハ(前記設備カ)利権地域ノ内外ニ在ルヲ問ハス之ヲ無償ニテ提供スル方法ニ依テ為サルモノトス

(八)会社事業ハソヴィエト政府及地方官憲側ヨリ有利ナル

支持ヲ受クルコト

(欄外記入)

本書ハ昭和二年五月中旬頃後藤新平子爵ヨリ露国大使ニ手交目的遂行上助力ヲ求メタルモノナル由

220 昭和2年10月6日 田中外務大臣 会談
在本邦ソ連邦大使

後藤新平訪ソの目的等に関する会談要領

※後藤子爵ノ露西亜行情報ニ関シ田中大臣ト露

国大使トノ会談要領

十月六日午後田中大臣ト露国大使トノ間ニ滿蒙問題ニ関スル会談終リタル後

(編注)
露国大使ヨリ

市中ノ噂ニヨレハ——事実何人ヨリ聞キタリト言フニアラス全ク市中ノ噂ニヨル次第ナルカ後藤子爵ニハ近ク露西亜ニ赴カレ其際日露国交上ノ重要問題並汎太平洋問題等ニ付露国当路ノ人ト会见スルノ重大ナル使命ヲモ帯ヒ居ラルル趣ニテ現ニ二、三日前新聞記者連ヨリ自分ニ対シ突然後藤子爵ハ間モナク御出発アルヘキヤトノ質問アリ自分ヨリ何等承知セサル旨ヲ答ヘタルニ記者連ハ今回コソハ確實ナル

ニ知ラセ置カサレハ莫斯科ハ空前ノ御祭騒キニテ同子爵ノ接待丈ケニモ十分ナルコトハ為シ能ハサルヘキヲ懸念セラレ居ル次第ナルニ更ニ突然前述要談ヲ初メラルルモ自分ノ方ノ不用意ノ為メ其目的ヲ達スル能ハサルヘク依テ自分トシテハ早目其^{(一)脱之}辺ノ事ヲ伺ヒ度シト存シ本日ノ来訪ヲ機会ニ御尋ネシタル次第ナリト陳弁シ更ニ序ナカラ閣下ニ於テハ後藤子爵露西亜ニ行カルレハ之ニ前述ノ使命ヲ托セラルル御積リナルヤト問レタルニ

大臣ハ「カメネフ」夫人ヨリ招待アリタルコトハ自分モ聞キ及ヒ居レリ而シテ後藤子爵ニ何等カ御願スル事アリトスルモ其ハ内部ノ関係ニテ表面ハ何処マテモ同子爵個人ノ旅行ナリ但シ御願スヘキヤ否ヤハ十分研究ヲ要スル所ニシテ之先程二三日シテ何トカ貴大使ニ挨拶スヘシト述ヘタル所以ナリト答ヘラレタリ

(昭和二年十月七日 澤田廉三記)

編注 4文書参照。

221 昭和2年10月12日 田中外務大臣 会談
在本邦ソ連邦大使

後藤訪ソ延期の通報並びにその資格に関する

方面ヨリ聞込ミタルコトナレハ不承知ヲ装ヒタリトテ駄目ナリトテ恰カモ自分カ彼等ヲ欺キ居ルカ如ク解セラレ全ク困リタル次第ナルカ事実同子爵ノ露西亜行ニ付閣下トノ間ニ何等諒解アル次第ナリヤ御伺致度シト述ヘタルニ大臣ハ火ノ無イ所ニ煙ハ立タスト言フカ故ニ後藤子爵ノ露西亜行モ根拠ナキ所ニモ非サルヘク殊ニ同子爵ハ予ネテヨリ露西亜訪問ノ希望ヲ有シ居ラルルヲ以テ何レノ日カ之ヲ実現セラルルコトアリ得ヘシ但シ自分トシテ唯今ノ貴大使ノ質問ニ対シ「イエス」トカ「ノー」トカ返事シ得ル為ニハ今二、三日待タレ度ク其上ニテ何等貴大使ニ御話シ得ヘシ其レマテハ何人ニ聞カレテモ知ラス知ラヌテ通サレ度旨希望セラレ

之ニ対シ露国大使ハ実ハ露西亜ニ於テハ蘇連邦建国十年ノ祝典ヲ挙クルコトトナリ居リ之ヲ機会ニ文化協会々長「カメネフ」夫人ヨリ招待状ヲ発シテ各国ノ知名ノ士ヲ招クコトトナリ後藤子爵ニ対シテモ自分ヨリ取次キテ右招待状ヲ差上ケタリ然ルニ同子爵カ右祝典ニ赴カルルト共ニ前述噂ニ上レル使命ヲ有セラルルトセハ同子爵モ本月二十日前後ニハ既ニ出発セラレサルヘク旁々自分トシテハ早目ニ当局

田中大臣と駐日ソ連大使の意見交換

※後藤子爵ノ露西亜行問題ニ関スル田中大臣露

西亜大使会談要領

十月十二日漁業協約問題ニ関シ露国大使田中大臣ヲ来訪シタル際大臣ヨリ

過日御話アリタル後藤子爵ノ露西亜行ノ問題ニ付テハ其後医師ノ勧告ニヨリ一時之ヲ延期セラルルコトトナリ今日中ニハ同子爵モ何レヘカ転地セラルルコトトナリタルカ右ハ貴大使ニ於テモ既ニ御承知ノ所ナルヘク其内愈々出発再ヒ確定セハ更メテ貴大使ニ御知ラセスルコトトスヘシト述ヘラレタルニ

露国大使ハ後藤子爵ノ御出発延期ノ次第ハ既ニ承知シ置レリ唯タ同子爵ヲ招待セントシタル「カメネフ」夫人ノ主宰セル協会ハ政府トハ何等關係ナク從テ同子爵ノ露西亜行モ露国政府トハ關係ナク全ク民間一協会ノ賓客トシテ赴カルルコトト諒解シ居リタルニ一方何等カ公ノ使命ヲモ齎ラサルルカ如ク伝ヘラレタルニヨリ先日一寸御尋ネシタル次第ナリ從テ此点テハ閣下ヨリ特ニ御話ナキ限り自分トシテハ何処マテモ同子爵ヲ単ニ一個人トシテ渡欧セラルルモノト見

倣シ置クヘキニヨリ右様御承知願度ク若シ果シテ何等カ使命ヲ帯ヒラルルトセハ莫斯科政府カ事ノ急ナルニ驚クノミニテ而カモ使命ヲ十分ニ果サレシテ終ルカ如キコトナカラシメ成ルヘク早目ニ右使命ニ付自分マテ御明カシアリ度旨希望シタルカ大臣ハ之ニ対シ後藤子爵ノ訪露希望ハ「カメネフ」夫人ノ招待ト關係ナク予ネテヨリ抱キ居ラレタル所ナリ而シテ自分トシテハ同子爵ノ日露關係ニ対スル其閱歴而シテ現在有セラルル其「インテレスト」ニ鑑ミ將又同子爵ト自分トノ長年ノ交誼ニモ鑑ミ右同子爵ノ露国行カ個人トシテ企テラルルモノナリトハ言ヘ單純ナル物見遊山ニ終ラセ度クナシトハ自分ノ切ニ念スル所ナリ即チ同子爵ノ旅行ニヨリ日露ノ国交上何等ノ効果ヲ収ムル様致度シト切望スル次第ナリ然ラハ果シテ如何ナル目的及範圍ヲ以テ如何ナル性質ノ旅行ヲシテ頂クカハ確定ノ上ハ更メテ貴大使ニ御話致スコトトスヘシ序ナカラ後藤子爵カ一ヶ月位静養セラルルモノトシテ其ノ後ハ何時頃カ訪露ノ好期節ナルヘキヤト尋ネラレタルニ露国大使ハ前段総理ノ御話ヲ諒承シタル旨ヲ述フルト共ニ訪露ノ時期ニ付テハ十一月一杯ハ全国御祭気分ニテ落付カサルヘク十二月ニハ党ノ大会ア

尚同子爵ノ旅行ハ全然個人ノ資格ナリ
本電在独大使へ転電シ在欧各大公使及在米大使へ転電セシメラレタシ

224 昭和2年11月24日 宮田警視總監より
田中外務大臣他宛

後藤訪ソの日程および随行員等に関する情報

外秘第二九一号 (11月25日接受)

昭和二年十一月二十四日

警視總監 宮田 光雄

内務大臣 鈴木 喜三郎殿

外務大臣男爵 田中 義一殿

指定庁府県長官殿

後藤子爵ノ入露ニ関スル件

要旨1 子爵ハ個人資格ニ於テ来月五日当地発朝鮮經由入

露スヘク決定シ本日随行員等ト共ニ東京府知事宛旅

券下付出席セリ

2 東京少年団ニ於テハ本月二十日送別会ヲ催シタル

カ日露協会、東洋協会等ニ於テモ送別会ヲ開催スヘ

ク目下協議中ノ模様ナリ

ルヲ以テ要路ノ人ハ皆多忙ナルヘケレハ先ツ来年一月ニ入リテ旅行セラルルトコト万事ニ便宜ナルヘシト思考スル旨ヲ答ヘタリ

(昭和二年十月十三日 澤田廉三記)

222 昭和2年11月14日 在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛(電報)

後藤訪ソ決定の真否に関する照会

モスクワ 11月14日後発
本省 11月15日前着

第五二九号

最近ノ電通ニ依レハ後藤子本月二十日頃訪露ノ途ニ就カルルコトニ決定セル趣ノ処其ノ真否回電アリタシ

223 昭和2年11月16日 田中外務大臣より
在ソ連邦田中大使宛(電報)

後藤訪ソ・訪独の日程に関する回答

本省 11月16日後発

第三二二号

後藤子爵一行十二月五日東京ヲ出発シ二十日頃莫斯科ニ到着約二週間滞在ノ後伯林へ赴キ同地ニ約十日間滞在ノ筈帰途ハ健康ノ都合ニ依リ何レノ道ヲ採ルヤ未定ノ趣

麻布区桜田町五〇

子爵 後藤 新平

右者入露ニ関シテハ客月八日外秘第二四八五号既報ノ処同子爵ハ其後我当局者ト再三交渉ヲ重ネ居タル模様ナルカ愈愈個人資格ニ於テ来月五日当地発朝鮮經由入露スヘク決定シタル由ニテ目下滿蒙政策ニ関スル交渉材料ノ蒐集其他準備中ナリ而シテ旅程ハ約二ヶ月半ニテ帰途独国ヲモ訪問視察スル予定ニテ随行員ハ前田多門、田中清次郎、関根齊一、引地興五郎、森孝三、佐藤信等ナルカ何レモ本日東京府知事宛旅券下付方出席ヲ為シタリ又神戸海員「ホーム」主事鈴木謙三ハ護衛旁々社会事業視察ノ為メ途中迄随行スヘシト称シ同シク旅券下付出席ヲナシタリ尚東京少年団ニ於テハ去ル二十日日比谷公園内ニテ同子爵ノ送別集會ヲ催シタルカ日露協会、東洋協会等ニ於テモ夫々送別会ヲ開催スヘク目下協議中ナリト

右及申(通)報候

225 昭和2年12月3日 田中外務大臣より
在ソ連邦田中大使宛(電報)

後藤の訪独中止について

付記

昭和二年十二月七日付在ハンブルグ米栖総領事より田中外交大臣宛公第三七七号
後藤訪ソ・訪独に関するドイツ紙論評報告
本省 12月3日後発

第三三七号

往電第三三二二号ニ関シ

後藤子爵一行ハ露国ヨリ直チニ帰朝独逸へハ赴カサルコトニ旅程ヲ変更セリ

在独大使へ転電シ在欧各大公使及在米大使へ転電セシメラレタシ

(付記)

公第三三七号

(12月28日接受)

昭和二年十二月七日

在漢堡

総領事 米栖 三郎(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子訪欧ニ関スル外国新聞論評報道ノ件

後藤子爵ノ渡欧ニ関シ

漢堡「ナハリヒテン」ハ本月六日夕刊号ニ於テ「独逸ニ対スル日本外交ノ探訪説」ト題シ「エコー・ツ・パリ」ノ倫

敦通信員ノ電報トシテ且市俄古「トリビューン」巴里版ノ

報道全然一致スル旨ヲ付記セル同社巴里通信員ノ六日巴里

發電報ヲ掲載シ後藤子爵ノ露独訪問ハ公ノ性質ヲ帯ヒ居ル

為多大ノ興味ヲ惹起セル次第ナルカ日本ハ日英同盟ノ解除

米国ノ日本移民禁止等ニ依ル外交ノ行詰ヲ展開スル為支那

及露独トノ親近ヲ図リ東方四国同盟ヲ策シ後藤子ハ其主張

者タリ尚倫敦及華府ニ於テハ日本カ「メキシコ」沿岸ニ潛

水艇碇泊港設置ノ意アルニ対シ不安ヲ感シ居レリ又倫敦ニ

テハ既ニ以前ヨリ日露独秘密条約ノ存在ヲ想像シ居レリ云

云ト説キ

又漢堡「フレムデンブラット」紙モ「後藤子ノ日支露独四

国同盟説」ト題シ内容略右ト同様ノ同社巴里通信員ノ電報

ヲ掲載シ居レリ

右何等御参考迄ニ報告申進ス

226 昭和2年12月5日

宮田警視總監より
田中外交大臣他宛

後藤一行出発の模様について

外秘第二九九五号

(12月6日接受)

昭和二年十二月五日

警視總監 宮田 光雄

内務大臣 鈴木 喜三郎殿

外務大臣男爵 田中 義一殿

指定庁府県長官殿

哈爾濱内務事務官殿

後藤子爵入露出発ニ関スル件

麻布区桜田町五〇

子爵 後藤 新平

要旨

1 子爵一行八名ハ本日午前九時三十分東京駅発入露ノ

途ニ就キタリ

2 対露団体其ノ他ノ送別会開催アリ又出発ノ際朝野ノ

名士多数及労農代理大使外館員等見送リヲ為シタリ

右者入露ニ関シテハ屢報ノ処本日午前九時三十分東京駅発

ニテ西下入露ノ途ニ就キタリ随員ハ東京市勢調査会理事前

田多門、日露協会幹事田中清次郎、同会主事関根齊一、医

学博士引地興五郎、東京外国語学校露語教授八杉貞利、通

訳兼秘書森孝三、秘書佐藤信等ニシテ一行ハ途中伊勢神宮

桃山御陵等ヲ参拝シ来ル七日神戸出帆ノ香港丸ニテ大連經

由莫斯科ニ赴ク予定ナリト謂フ尚同子爵ノ入露ニ就テハ日

露協会、東洋協会、東京市勢調査会、台湾俱樂部、対露実

業団体、労農代理大使主催ノ送別会催サレ又出発ノ際ハ我

朝野ノ名士多数及「ゾルフ」独逸大使等ノ外労農側ヨリ代

理大使「マイスキー」通商代表「アニケーエフ」及館員「ス

ペルウイン」「リグスキー」「ベックマン」「ズヴォナレフ」

穂積永頼「タッス」通信員「ロム」等見送リヲ為シタリ

右及申(通)報候

227 昭和2年12月9日

在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外交大臣宛

後藤訪ソに関するハバロフスクソ連共産党機

関紙の報道振り報告

公第三八三三号

(12月19日接受)

昭和二年十二月九日

在ハバロフスク

総領事代理 川角 忠雄(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子爵訪露ニ関スル件

今回ノ後藤子爵訪露ニ関シ当地極執機関紙上ニ者多及東京
発電トシテ別紙ノ通掲載アリタルニ付何等御参考迄茲ニ報
告ス

(別紙)

後藤子爵蘇連邦訪問

有名ナ日本政治家ニシテ「蘇連邦ノ友」テアル後藤子爵ハ
十二月上旬頃者多通過ノ予定テアル同子爵ハ自国知名ノ人
士ヲ連レ私的立場カラ蘇連邦ノ建設及情勢ヲ視察スル為莫
斯科ヘ行クノテアルカ同伴者ノ中ニハ庄司氏カ居ル
日本新聞ノ報スル所ニ依レハ後藤子爵ハ十二月五日東京ヲ
出発大連哈爾濱及齊多經由旅程ニ就ク予定テアル

(昭和二年十二月二日 極執機関紙)

後藤子爵蘇連邦訪問

後藤支爵カ在東京通信員ニ声明スル所左ノ通り
日蘇間ノ親善ハ支那トノ親交即チ華盛頓條約ノ如キ國際的
意義ヲ有ス

今回ノ蘇連邦訪問ハ一私人トシテノ思ヒ付テアルカ蘇連邦
滞在中ニ兩國間ノ關係ヲ一層密接ナラシムルコトニ銳意努

蘇連邦ノ情勢ヲ親シク視察センカ為メテアル予ハ何等特
殊ノ使命ヲ帶フルモノテハナイ唯滯露中兩國親善ニ尽ス
ヘキ機会カアレハ出来得ル限り努力スルテアロウ

(昭和二年十二月七日 極執機関紙)

228 昭和2年12月12日

在ウラジオストック渡辺総領事より
田中外務大臣宛

久原房之助および後藤新平の訪ソをめぐるソ
連紙報道振りについて

公第四九九号

(12月19日接受)

昭和二年十二月十二日

在浦潮斯德

総領事

渡辺 理恵(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

久原、後藤両氏ノ訪露ト当地新聞紙記事ニ関
スル件

極東露有力家ノ本邦訪問ト我方ノ好遇振カ当国側ニ与ヘタ
ル好影響ニ関シテハ去月三十日付機密拙信第四九一号ヲ以
テ報告申進置キタル処其ノ後久原經濟特使及ヒ後藤子爵ノ
露國訪問ニ関シ別添切抜^(有略)ノ通り東京哈爾濱莫斯科等ヨリノ

カシテ日蘇間ノ親善ニ貢献シタイ

蘇連邦ヲ訪問スル後藤子爵ノ為日露協会及其ノ他ノ諸団体
ニ依ツテ送別会カ催サレタ又在本邦蘇連邦代理大使「マイ
スキー」ノ挨拶カアツタ

(昭和二年十二月四日 極執機関紙)

後藤子爵及有力家連ノ蘇連邦訪問

今回訪露ノ途ニ就ク後藤子爵ハ左ノ如ク声明シタ

予ハ今日迄極東ノ平和ヲ維持スル為ニハ地理的及經濟的
立場カラ見テ日支親善關係ト四強國ノ協和殊ニ露西亞ト
ノ親交アルコトカ絶対ニ必要テアルトノ意見ヲ持ツテイ
ル此ノ意味テ日露間ノ協調ハ兩大國カ全世界ニ対シテ有
スル最重要ナル使命中ノ一ツテアル且又地理的並經濟
的關係ハ一層其ノ必要ヲ加フルモノテアル

右ノ様ナ理テ予ハ此ノ二十五ケ年間日露ノ親善ニ微力ヲ
尽シテ來タ数年前兩國ノ國交恢復ヲ計ル為故「ヨッフ
エ」ヲ招待シタノテアルカ同氏モ亦常ニ此ノ目的實現ニ
努力シタ

今回ノ蘇連邦訪問ハ私人的立場カラ出カケルノテアツテ

電報ヲ連載シ兩氏ノ訪露使命、日露兩國經濟提携、兩國親
善ニ関スル声明(邦字新聞ノ転電記事)等ヲ報道セリ即チ
久原氏ノ訪露ニ関シテハ同氏カ莫斯科ニ於テ田中大使ノ紹
介ニヨリ全蘇中央執行委員長「カリニン」氏ニ会见シタル
コト貿易人民委員長「ミコヤン」氏トノ会见ニ於テ露國經
濟事情ヲ調査シ兩國將來ノ實業的接近可能ノ途ヲ研究スヘ
キ使命ヲ伝ヘタルコト及ヒ氏カ同地多數新聞記者ニ対シテ
ナシタル「現在外國人中ニハ勞農露國ニ對シ偏見ヲ抱クモ
ノアルモ吾人ハ決シテ然ラス只管日蘇兩國親善協調ノ基礎
ヲ築カンカ為ニ邁進スルモノニシテ吾々ノ訪露ハ將來兩國
親善關係上大ナル發展ヲ來スモノト信ス吾等ハ貴國ノ經濟
狀態調査ノ上貴國政府ト通商條約ヲ締結セント欲ス予ハ日
本商工業界カ必要ノ場合露國諸企業ニ大資本ヲ投スル希望
ヲ有スルヲ伝ヘ得、貴國經濟生活ノ發展ハ一層貴我經濟接
近ヲ促スヘシ吾等ハ又此後南滿ニ於ケル日蘇兩國ノ提携ハ
非常ニ有益ナルモノト信スルモノナリ蓋シ滿州ニ於ケル日
蘇ノ利害關係カ大ナレハ大ナル程適當ナル相互關係ニ立脚
セル兩國提携ノ必要ヲ痛感スレハナリ」云々又後藤子爵ノ訪
露ニ関シテモ子カ出發ニ際シテナセル要旨「余ハ從來極東

ニ於ケル平和確保ノ為ニハ日支親善カ必要ナルト同様ニ日露提携ヲ必要トスル意見ヲ有シタリ此ノ見地ヨリシテ余ハ常ニ日蘇兩國ノ提携ハ世界平和ノ為最モ必要ナル重要問題ノ一ツナリト信シタリ之カ為余ハ多年日蘇兩國親善關係確立ニ尽力セリ余此回ノ訪露ハ私的ノモノニテ何等公的的使命ヲ帯ヒ居サルモ滯露中兩國親善確立ノ為必要ノ場合ハ如何ナル努力ヲモ惜マサルモノナリ」云々ノ声明及ヒ子一行ノ旅程等ニ関スル記事ヲ統報セルカ従来日露關係ニ関シ比較的沈黙シ来リタル当地機關紙カ曩ノ訪日団以來阿氏ノ言動ヲ殊更報道ニ努メントスル傾向アルハ当國ノ対日感情乃至政策ノ一進展ト見ルヲ得ンカ

右御参考迄ニ報告申進ス

本信写送付先 在露大使、在哈府、哈市各総領事

229 昭和2年12月14日 在上海矢田(七太郎)総領事より
田中外務大臣宛

後藤訪ソに対する上海労農派関係者の反響報
告 (12月21日接受)

謀報機密第一〇八九号
昭和二年十二月十四日

在上海
総領事 矢田 七太郎(印)
外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子爵ノ入露ニ対スル当地労農側ノ感想ニ
関スル件

当地労農勤務者ノ談ニ依レハ労農側ニ於テハ後藤子爵ノ入露ニ対シ一般ニ物足ラヌ感ヲ抱キ居レリトソノ理由トスル処ハ後藤子爵ハ労農露國ニ対スル理解ヲ有シ且ツ日露親善ノ功勞者ナルヲ以テ労農政府トシテハ勿論同子ニ対シ非常ナル好感ヲ有シ居レルモ同子カ現在ノ日本政界ニ占メ居レル地位ハ余リニ有力ナリト云フヲ得ス仮ニ同子カ露國ニ於テ何物ヲカ攪ミ得タリトスルモ同子ノ意見カ日本ニ於テ実現シ得ルヤ否ヤ甚タ疑問ナリト云フニ在リ又沿海州ノ移民問題ハ恐ラク不可能ナリ労農露國ハ思想ヲ根本的ニ異ニスル日本ニソノ程度マテ門戸開放ノ意志ナシト

右何等御参考迄報告ス

本信写送付先 在支公使
230 昭和2年12月15日 在ハルビン八木総領事より
田中外務大臣宛(電報)

後藤一行のハルビン来訪について

付記一 昭和二年十二月十四日付在ハルビン八木総領

事より田中外務大臣宛普通第七九二号

ハルビンにおける後藤一行等に対する歓迎振

り並びに同地ソ連紙の論調等について

二 昭和二年十二月十六日付在ハルビン八木総領

事より田中外務大臣宛普通第七九五号

後藤訪ソにかかわるハルビン漢字紙の論調報

告
ハルビン 12月15日後発
本省 12月16日前着

第二七八号

後藤子爵一行八名ハ十二日当地着滞在中露支官憲及ヒ東支鉄道露支幹部ヨリ盛ナル歓迎ヲ受ケ十四日当地発莫斯科ニ向ヘリ同子今回ノ訪露ニ対シ当地各露字新聞ハ連日論評ヲ加ヘ赤系新聞ハ後藤子ハ日本ノ内政問題ニ対シテハ保守主義者ナルモ蘇連邦ノ基礎鞏固ナル事ヲ認メ從テ之ト親善關係ヲ増進スルノ必要ヲ感シ今回訪露スル事トナレルモノノ如ク是ハ同子ノ對蘇連親善感情ヲ益々良好ナラシムルト共ニ日本ニ於ケル對露親善反對論者ヲ開發スル上ニ於テ効果大ナルヘシト論シ又白系新聞ハ後藤子カ殊更嚴寒ノ冬季ヲ

モ厭ハス訪露スルハ日蘇親善ノミナラス極東露領ニ於ケル日本人ノ事業ニ対スル有利ナル条件設定等自國勢力ノ進展上ニ貢献セムト焦慮セル結果ニ於テ此使命ハ日本政府ノ方針ニ合致スルモノト言フ可シト説ケルカ支那新聞ハ何等ノ論評ヲ為サス沈黙ヲ守レリ
北京、奉天へ転電セリ
(付記一)
普通第七九二号 (12月22日接受)
昭和二年十二月十四日 在哈爾濱

在哈爾濱

総領事 八木 元八(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

当地ニ於ケル後藤子爵ノ動静並露紙論調等ニ
関スル件

今次訪露ノ後藤子爵ハ予定ノ通り十二月十二日午後四時田中日露協合理事外六名ノ随員並案内役トシテ特ニ長春迄出迎ヘタル当地森商品陳列館長、古澤滿鉄事務所長ヲ從ヘ張特別区行政長官、呂東支督弁、蔡道尹、「アボルティン」「ソ」連総領事代理、「ゲッケル」東支副理事長代理「エ

ムシャーノフ」同管理局長、日露協会学校教員生徒ヲ初メ当地日露支官民多数ノ歡迎裡ニ着哈構内貴賓室ニ少憩後一旦宿舍ニ充テラレタル満鉄理事公館ニ落着キ午後七時半ヨリハ本官ノ招宴(「ソ」支両国官憲及東支鉄道代表倍賓)ニ出席シ翌十三日午前中ハ日露両紙記者団ヲ引見シ他方代理ヲ派シテ主ナル「ソ」支両国官憲ニ挨拶ヲ了シタル上張行政長官主催ノ午餐会ニ臨ミタル後日露協会学校日本商品陳列館等ヲ參觀シ夜ハ在留邦人民会主催ノ歡迎会ニ出席シ十四日ハ東支理事會及管理局連合ノ招宴ニ臨ミ午後八時十分同シク多数ノ日露支官民ノ見送リヲ受ケツツ東支ヨリ長・満間提供ノ特別車ニテ無事離哈北上セリ

而シテ同子爵ノ来哈ニ際シ十一月一日当地発行共產党機關紙「モルヴァ」ハ後藤子ノ政界ニ於ケル経歴ヲ概記シタル後日「ソ」親善ノ恩人タル所以ヲ指摘セル記事ヲ掲ケ十五日紙上ニハ一行ノ写真ヲ掲ケテ共行ヲ盛シナラシメタリ又十四日当地発行赤系「ノヴォオスチ・ジーズニ」紙モ其論說ニ於テ冠頭先ツ子カ日「ソ」国交恢復ニ尽セル努力ノ絶大ナルヲ讚ヘタルノチ

日本ハ曩ニ諸国ノ反労働政策ト行動ヲ俱ニスルヲ断念シ有スルモノニヨリ初メテ此ノ使命ヲ遂行シ得ヘケム云々トテ其標榜スル右系政治的傾向ニ比シ極メテ公平ナル論評ヲ試ミタルカ十五日発行ノ極右系「ルースコエ・スローヴォ」紙ハ先ツ後藤子カ共產党機關紙ニ対シ特別ノ「インターヴュー」ヲ与ヘタルヲ攻撃シ這ハ子ノ対「ソ」恋慕心ノ發露故止ムヲ得スト擲擲シタル後

元来田中内閣ハ其前任加藤内閣同様過激派ト折衝スルハ忍ヒ得サル処ナルモ政友会ハ世界ヲ看ルニ悲觀的ナラズ「ソ」連ノ地位ノ困難ナルニ乗シ同国トノ親善ヲ弄ヒ以テ利スル所アラムトスルモノニシテ後藤子ノ訪露モ対「ソ」親善關係ヲ向上セシムルノ他方日本ノ露領極東ニ對スル勢力擴張ヲ其使命トスルモノナリ云々ト当リ散セリ

尚十三日子爵ハ日露両紙記者団ヲ引見セル際先ツ日「ソ」關係確立及日「ソ」支三国ノ協調ニヨル極東平和設定ノ必要ヲ高調セル「ステートメント」ヲ發表シタル上旅行ノ真目的、久原委員トノ關係、沿海州ニ於ケル米作業問題等ニ關スル質問ヲ受ケ特ニ労働機關紙「モルヴァ」紙記者ニ對シテハ更ニ

最近ニ於テハ同国民ハ無論ノコト政府ニアリテモ一層「ソ」連トハ接近セムト努メツツアリ而モ該方針ハ政争ヲ超越シテ内閣更迭ニヨル影響ヲ蒙ムラサル程鞏固ナルモノアリ故ニ「モスコ」カ之ニ呼応セルハ理ノ当然ト云フヘク又日露支三国ノ發展ノタメニハ善隣的協調及確固タル協定ニ基ク平和、親善ヲ必要トスト云ヘル後藤子ノ見解ハ「モスコ」政府ノ全然同感トスルコロナラム同子爵自身ノ「ソ」連訪問ハ同子ノ対「ソ」好感ヲ一層深カラシメ他方自国ニ於ケル反對論者ヲ説服スル上ニ於テ効果アラム云々

ト論シ白系「ザリヤ」紙ハ十三日発行紙上ニ於テ對支外交ノ無効ヲ暴露セル「ソ」連カ對極東就中對日政策ヲ變更スルノ必要ニ迫ラレタル今日後藤子ノ訪「ソ」ハ極メテ重大ナル事件ナリ同子ハ「モスコ」ニ於テハ広汎ナル政治問題ニハ触ルルコトナク經濟問題ニ關シ而モ通商問題ノミニ止マラス沿海州ニ於ケル米作業等ノ企業ノタメニ有利ナル条件ヲ獲ルタメノ交渉ヲ行フヘシ對「ソ」及對支親善關係並經濟協調ヲ冀フ日本ハ「モスコ」ニ對スル限り後藤子ノ如キ兩國ニ於テ大ナル權威ヲ

日「ソ」通商条約締結ニ對シテハ日本既ニ所要ノ準備ナリ居リ「ソ」連側ニ於テモ「ドヴガレフスキー」大使ノ言明スル所ニ依レハ其準備整ヘリトノコト故之カ交渉ハ近ク開始セラルヘク漁業交渉ハ最初日本側關係事業家カ協定中ノ有利ナル漁区ヲ事実入手シ得ルヤ否ヲ疑ヘルタメ延引セルモ其後彼等ハ自己ノ誤謬ヲ悟リタルヲ以テ余ノ着莫前ニ成立スヘク其他ノ利権ニ關スル諸問題ニ對シテモ「ドヴガレフスキー」大使トハ同一見解ヲ有スルモノナリ「十一月二十八日付普通第七五六号拙信報告「ド」大使「インターヴュー」参照」満鉄ノ借款問題ニ關シテハ結局英國或ハ米國ニ於テ応募ヲ看ルヘク余ハ同鐵道当局ノ政策ニハ共鳴スルモノナリ云々ノ對質応答セラレタリ

右報告ス

本信写送付先 在露大使、在支公使、在奉天總領事、在長春、在齊々哈爾、在滿州里各領事

(付記二)

普通第七九五号

(12月27日接受)

昭和二年十二月十六日

在哈爾濱

總領事 八木 元八(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子爵訪露ト当地漢字新聞論調ニ関スル件

本件露字新聞論調其他ニ関シテハ十二月十四日付普通第七九二号ヲ以テ報告ニ及ヒタルカ一面支那新聞ハ一行ノ滞在中等論評ヲ試ミル処無ク沈黙ヲ守リ居リタル処出発アリタル翌日ヨリ本日ニ亘リ国際協報ハ「日本後藤子爵ノ訪露」
「吾人ノ後藤氏露国行ニ対スル觀察」ト題シ連続長文ノ論說ヲ掲ケタリ其要旨左ノ如シ

經濟特使トシテ久原房之助一行曩ニ当地通過露国ニ赴キ今又後藤子爵ノ此行アリ露支外交ハ断絶シテ回復ノ日ヲ知ラサルノ際久原氏ハ帰途北京ニモ赴クトノ消息アリ其目的トスル処東三省經濟上ニ特殊ノ計画遂行ヲ欲スニアリ後藤子爵ニ至リテハ其言何等重要使命ヲ帯ヒス単ニ一遊ヲ試ミルニ過キスト云フモ之レヲ本月五日ノ大阪朝日新聞社説ニ見ルモ亦先人伊藤、桂兩公ノ遺業ヲ遂行セムトスルノ同氏出発前宣言ニ鑑ミ且ツ日本人側ノ同氏ニ対スル期待ヲ窺フモ又日露国交回復ノ先鋒者ニシテ日露ノ

指定各庁府県長官殿

大毎社特派員ノ後藤子爵訪露談話ニ関スル件

元「モスコ」駐在大阪毎日新聞社特派員黒田乙吉帰朝ノ状況本月九日外秘第一七三五号既報ノ所同人未タ滞露中後藤子爵入露ノ報ニ接シ各方面有力者ノ歓迎意向等見聞セル事項左ノ如ク洩セリ

余未タ「モスコ」滞在中後藤新平子爵入露ノ報ニ接シ「ソヴィエト」政府要路者並ニ民間有力者ヲ歴訪シテ其意向ヲ聞クニ何レモ鶴首シテ歓迎シ殊ニ「モスコ」文化協会ニ其ノ主事ヲ訪問セル際主事ハ吾「ヨッフエ」氏ト共ニ日露修交ニ功頭セル後藤子爵ノ訪露ヲ衷心期待シ居リシカ「ドクトル」ノ勸メニ随ヒ明春ニ延期セルヤノ趣今ヤ病床ニ在リ命旦夕ニ迫レル「ヨッフエ」氏ニ面会セシメ得サルハ頗ル遺憾ナリト物語レリ更ニ又余ハ「ヨッフエ」ヲ其居村ニ訪ヒシニ政治的ニ没落シ加フルニ病弱日ニ増シ見ルモ氣毒ヲ感セシカ余ヲ病床ニ引見シテ頗ル懐カシケニ後藤子爵ニ別段ノ伝言モナク只タ再ヒ逢フ事ノ難カルヲ恨事トスト述ヘ更ニ自ラ「現代日本」ト題スル著書ヲ出シタルカ現品ハ東洋書院ニ貯蔵セル筈ナレハ一部入手ノ上後藤子爵ニ披見セシ

今日アラシメタル功勞者タル等ノ關係ニ於テ後藤氏ノ訪露ハ重大ナル使命ヲ有スルモノト觀察セラル吾人ハ此等特使殊ニ後藤氏ニ対シ希望スル処ノモノハ若シ滿蒙問題ニ議ノ及フモノアル場合ハ其諒解ハ独リ露国ニ対シテノミスルコト無ク滿蒙ノ主人公ニ対シテモ親善ノ態度ノ下ニ諒解ヲ求メラレ度ク極東平和ノ為日露支其主權ノアル処ヲ尊重セムトスルモノナリ

云々ト云ヘリ

右何等御参考迄ニ報告ス

本信写送付先 在露大使、在支公使、在奉天總領事

231 昭和2年12月16日 田辺(治通)大阪府知事より 田中(外務大臣)宛

後藤訪露ニ関する大毎元モスクワ特派員の報告について

告について

外秘第一七六四号

(12月19日接受)

昭和二年十二月十六日

大阪府知事 田辺 治通

内務大臣 鈴木 喜三郎殿

外務大臣男爵 田中 義一殿

メラレタシト告ケ辭去シタリ余(黒田)ハ「モスコ」引揚ノ前日ニ当リ多忙ノ為遂ニ其ノ著書ヲ入手スルコト能ハサリシモ帰朝後名古屋ニ於テ後藤子爵ニ面接シテ其ノ旨ヲ伝言シタリ然ルニ内地新聞紙上ニハ黒田ハ「ヨッフエ」ノ密書ヲ後藤子爵ニ伝達シタルカ如キ記事ヲ掲載シタリシカ余ハ紳士トシテ全然之ヲ否定シ其虚報ナルヲ断言スルモノナリ尚後藤新平子ノ訪露ニハ日本政府ノ内命ヲ受ケタリト伝フルモノアリ然レトモ此ハ余ノ感知スル所ニ非ス日常所謂高等政策ニ巧妙ナル「ロシヤ」要路者ニ於テハ子爵ノ訪露ニ何者カヲ期待スル所アラム即チ「ロシヤ」要路ニ於テハ常ニ日露ノ懸案タル漁業問題及極東「ロシヤ」ノ重要ナル經濟關係ハ一ニ日本ノ資本ト技術カ合理的ニ極東「ロシヤ」ノ開發ニ一致スルナレハ極東「ロシヤ」ヲ分離シテ何時ニテモ其ノ交渉ニ応スヘキ準備アリトノ暗示ハ既ニ余「モスコ」ニ滞在中窺知シ得ラレタル所ナレハナリ旁々今次ノ子爵ノ入露ハ国内外ヲ挙ケテ頗ル好感ヲ以テ迎ヘラレツツアルハ事實ニシテ唯「ロシヤ」ヲ嫌ヒ支那ノ現状ヲ怖レ再ヒ日英同盟ヲ云為スル英國ノミハ相当注視ヲ怠ラサルカ如シ云々右及申(通)報候也

232

昭和2年12月17日 在スペイン国太田(為吉)公使より
田中外務大臣宛

後藤訪ソに関するスペイン紙記事報道振り報

告

公第二四二号

(昭和3年1月18日接受)

昭和二年十二月十七日

在ソ

特命全権公使 太田 為吉(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子爵ノ外遊ニ対スル西国新聞記事訳報ノ件

後藤子爵ノ露国訪問ニ関シ本月十三日発行当地新聞「エル・ソル」紙カ掲載セル「日本ノ希望」ト題スル社説原訳
両文何等御参考ノ為別紙送付ス御査収相成度シ

(別紙)

「エル・ソル」紙掲載記事訳文

「日本ノ希望」

日本ノ一大政治家後藤子爵カ莫斯科經由伯林ニ向テ試ミツ
ツアル旅行ハ世界外交社会殊ニ英米兩國ノ外交界ニ多大ノ
注意ヲ惹起シ揣摩臆測ノ原因トナリ居レリ

ノ關係ハ独逸ノ露西亜ニ対スル關係上之ヲ独逸ニ迄延長ス
ルノ当然ナルヲ思惟セシムルモノアリ故ニ日本カ日支露独
ノ四国協調ノ実現ヲ願望シ以テ之等諸国トノ通商關係ノ促
進ヲ計リ臆テ相互間ニ將來スヘキ利益關係ヲシテ結局平和
ニ対スル四国条約ノ締結ヲ持来ラントスルニ在ルハ蔽フヘ
カラサル所ナリ

實際日支露独ノ四国提携ノ実現ハ最重要ナル国際協定ノ
一ニシテ殊ニ日本ニ取リテハ「ヴァイタル・インテレスト」
ノ問題タルノミナラス他ノ三国ニ取リテモ極メテ有利ナル
關係ヲ生セシムルモノトシテ多年後藤子ノ抱懐シ来レル宿
望ナリ前頭倫敦新聞ノ東京通信員ハ後藤子ノ企図カ日本ニ
於テ多数ノ共鳴者ヲ有スル傾向アリト報シ居レリ

故ニ後藤子今回ノ外遊カ叙上ノ日支露独四国提携問題ト何
等カノ關係ヲ有スヘキハ否キ難キ事実ナルト同時ニ此ノ企
図ニシテ実現センカ国際政局ニ及ホス影響決シテ鮮少ナラ
サルヘント思惟セラル

233

昭和2年12月19日

在ヘルピン八木総領事より
田中外務大臣宛(電報)

後藤訪ソに対する中国側の反応について

後藤子ハ從來屢々台閣ノ人ト成リ或時ハ外務大臣ノ要職ヲ
モ占メタル事アルノミナラス東京市長満鉄總裁ノ要職ニモ
在リタル人ニシテ日本ニ於ケル大政治家家中ノ有数人物ナル
ト共ニ殊ニ其ノ独露兩國ニ対シ特殊ノ親善感ヲ有スルハ天
下周知ノ事実ナリ

後藤子今回ノ外遊ニ関シ日本側ニ於テ何等公的的使命ヲ有セ
サル旨声明セラレタリト雖英米ニ於テハ之ニ拘ラス同子ノ
露独訪問ハ単ニ一片ノ觀光旅行ニ非スシテ他ニ何等カ重大
使命ヲ有スルカ如ク見做サレツアルハ叙上同子ノ性行及
国際政局ニ於ケル日本ノ現状ヨリ推察シ素ヨリ当然ト云フ
ヘク「デーリー・テレグラフ」社東京通信員カ後藤子外遊
ノ使命ニ関シ日本朝野ノ間ニ論議セラレツアルコトヲ報
シ居ルハ其ノ間ノ消息ヲ語ル趣アリ

英国カ日本ト其同盟關係ヲ絶チ米國カ日本移民禁止法ノ存
続ヲ固執スル今日日本ト英米兩國トノ間ニ或種ノ確執溝渠
ノ存スルハ否定シ難キ所ナリ

他方日本カ支那及露領亜細亞ニ対シ其ノ隣邦タル關係上有
スル政治上及經濟上ノ重大ナル利害關係ハ此等諸国ト緊密
ナル親善關係ヲ結フノ有利ナルヲ語ルモノニシテ日本ノ此

ヘルピン 12月19日 発
本省 12月20日 着

第二八三号

往電第二七八号ニ関シ

後藤子爵ノ入露ニ対シ支那側ハ鮮カラス氣ヲ揉ミ居ルモノ
ノ如ク最近兩三回宴会ニ落合ヘル張長官ハ本官ニ対シ後藤
子カ支那ヲ素通ニ止メ蘇連ノミヲ訪問スル限リ支那側ノ疑
惑ヲ招クハサモ当然ナルカ如キ口吻ヲ雑談ニ交ヘタルコト
アリ且当館ノ探聞ニ依レハ外交部ハ子爵ノ入露後ニ於ケル
行動探偵ノ為窃ニ一吏員ヲ一行ニ尾行セシメ莫斯科ニ派遣
シタリト云フ

在露大使、在支公使、奉天へ転電セリ

234

昭和2年12月21日

在ノヴォシビルスク緒方(整肅)領事
より
田中外務大臣宛

ノヴォシビルスク連共産党機関紙の後藤と

のインタヴュー記事

公第二四八号

(昭和3年1月11日接受)

昭和二年十二月二十一日

在ノヴォシビルスク

領事 緒方 整肅(印)
外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子爵ノ当地通過ニ関スル件

十二月十九日後藤子爵及同一行ノ当地通過ニ際シ当西伯利
地方執行委員会幹部会員ハ子爵ヲ停車場ニ出迎ヘ同幹部会
議長代理「ポボロツキ」ハ歓迎ノ辞ニ於テ

幹部会ハ日露国交設定ノ功労者タル閣下ヲ歓迎スルノ光
榮ヲ有ス閣下今回ノ御旅行ハ兩國間ノ親善ヲ益々確固タ
ラシムルモノナルコトヲ信スルト同時ニ尚ホ将来共一層
之カ助長ニ御尽力アランコトヲ懇願ス云々

ト述ヘ衷心歓迎ノ意ヲ表シタ

当地方機関紙「ソヴィエトスカヤ・シビリ」紙ハ編輯長代
理ヲ特ニ「タイガ」駅迄子爵出迎ノ為メ派シ二十一日ノ同
紙ニ「ノヴォ・シビルスク」停車場ニ於ケル子爵ノ写真ヲ
掲ケ又子爵ノ閲歴就中日露国交親善ノタメ尽シタル事績ヲ
伝ヘ大要左ノ如キ子爵ト「インタービュー」ヲ掲載シタ
記者「子爵ハ日露国交ノ将来ヲ如何ニ見ラルルヤ」

子爵「兩國ノ地理的乃至經濟的状况ハ兩國ヲシテ益々親
善ナラシムルモノテアル兩國ハ其政体ヲ異ニシテ居

後藤子爵ノ記者ニ為セル「インタビュー」ハ明ラカニ
日本ノ新極東政策ノ第一歩ヲ語ルモノテアル日露間今日
迄ノ公ノ相互關係ハ十分ニ「ノーマル」ナモノト見ルコ
トカ出来ル今ハ只兩國ノ共存共榮關係就中第一ニ經濟的
ナ夫ヲ設定スルト云フコトニ関シテノミ語レハ足ルノテ
アル子爵ノ親善的ナ声明カラ觀測スレハコノ共存共榮關
係ハ十分ニ達シ得ラルルテアロウ

子爵ノ旅行カ非公式ノモノテアルト云フコトハ實際ニハ
何等ノ意義ヲ有タナイ子爵今回ノ旅行ハ唯タソレ丈テハ
ナイ極ク最近日本ノ大実業家久原氏ハ公式ナ使命ヲ帯ヒ
テ「モスコ」ヲ訪問シタ又近ク日本ニ於テ大勢力ヲ有
スル大倉男爵モ「モスコ」ヲ訪問スルト云フコトテア
ル之等ハ皆後藤子爵ノ声明カ偶然ナラサルヲ語ルモノテ
アル而シテ吾人ハ日本ノ政界ニ親露の傾向カ更ニ一層濃
厚トナルヘキヲ期待シ得ルテアロウ日本ノ露西亞ニ対ス
ル新ラシイ企図(夫ハ今ノ処本當ノ企図テアル)ハ来ル
ヘキ総選挙ニ無論關係シテ居ル日本ノ國民ハ極メテ親露
的ニ氣分付ケラレテ居ル左レハ大多数ヲ得ントスル政府
党ハコノ國民ノ氣分ヲ考慮ニ入レナケレハナラナイ

ルカ共存共榮關係設定ノ可能ハ十分ニアルモノテ國
狀ノ相違カラ生スル現在ノ種々ノ疑惑ハ結局取除カ
レ兩國ノ間ニ動カスヘカラサル親善關係カ設定サレ
ルモノト信ス」

記者「御旅行ノ御目的ハ」

子爵「余ハ新露西亞ノ親友トシテ久シキ前カラ『モスコ
』ヲ訪問シタイト考ヘテ居タ今回ノ旅行ノ目的ハ
露西亞ノ經濟状態ヲ知ランカタメテアル」

記者「子爵ハ御旅行ニ如何ナル期待ヲ有セラルルヤ」

子爵「余ハ旅行ニ対シ大ナル期待ヲ掛ケテ居ル余ハ『モ
スコ』ニ於テ中央ノ有力ナル人ト会见シ意見ヲ交
換スルテアロウコノ会见ハ無論日露間ノ通商ニ大ナ
ル影響ヲ齎ステアロウ余ハ今回ハ全然個人ノ資格テ
アルカ此ノ資格ノ公人タルト私人タルトニ係ハラス
兎ニ角余ノ旅行ハ兩國将来ノ親善關係ニ大ナル影響
ヲ及ホステアロウ然シノ實際ノ結果ハ他ノ人ノ觀
察ニ任セル」云々

右ノ外同日ノ新聞ハ「日本ト『ソヴィエト』連邦」ト題シ
大要左ノ如キ論説ヲ掲ケタ

右ハ何レニモセヨ兎ニ角吾人ハ日本トノ親善關係ヲ祝福
スルモノテアル此ノ兩國ノ親善關係ハ聽テ極東ニ於ケル
平和ヲ約束スルモノテアル云々
尚ホ「イルクーツク」及「クラスノヤルスク」ニ於テモ地
方官憲ハ停車場ニ子爵ヲ出迎ヘタ由テアル
右報告ス

235 昭和2年12月27日 在ハンブルグ來栖(三郎) 總領事より
田中外務大臣宛

後藤訪ソと我が国の対中国・対ソ政策に關す
るドイツ紙論評

公第三七四号 (昭和3年1月18日接受)

昭和二年十二月二十七日

在漢堡

總領事 來栖 三郎(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子ノ莫斯科行ト本邦ノ対支乃至對露政策

ニ関スル外國新聞評論報道ノ件

当地漢堡「ナハリヒテン」ハ十二月二十三日朝刊号論説欄
ニ於テ「後藤子ノ莫斯科行」ト題シ東京通信ヲ掲ケ居レル

カ其ノ大要左ノ如シ

後藤子ハ露国ノ旧友トシテ其革命十年祭ニ招待ヲ受ケ既ニ出發準備ナリ居タルカ後藤子ノ反対派ハ之ヲ好マス田中總理ニ説イタ結果久原一行ノ欧州行トナリ為ニ後藤子モ注目ナク病ト称セシメ置イタカ右ノ幕モ済ンテ愈々予定ノ計画ヲ決行スルコトトナツタ

右ニ就キ例ノ日露提携説サヘ伝ハツタカ但シ後藤子ノ訪露カ単ニ露西亜事情ノ視察トカ或ハ後藤子カ故伊藤公、桂公ト共ニ有シタ対露同情カラ出タ簡單ナモノテナイコトハ明テ勿論後藤子カ世間カラ忘レラレマイトスル名譽心モアルテアロウカ然シ後藤子ト田中總理ノ關係ニ鑑ミ其ノ訪露使用ノ裏ニ具体的政治上ノ目的カアルコトハ想像シ得ル

田中總理ノ所謂新満州政策ナルモノハ支那人ノ排日運動ノ抵抗ニ逢ヒ失敗ニ帰シ去十月北京ニ開談シタ日支通商並ニ鉄道商議ハ逸早く行詰トナリ楊宇霆ノ対日本満鉄政策抗議公表トナツタ

張作霖カ今日ノ地位ヲ獲得シ得タ所以ハ赤禍防遏ニ在リ右ノ共産党討伐ハ日本ノ見テ以テ悦トシタ所テ且山東派

236 昭和2年12月29日 在中国芳沢(謙吉)公使より
田中外務大臣宛(電報)

久原・後藤の訪ソに対する中国各紙の報道概

北京 12月29日後発
本省 12月29日後着

第一三九八号

久原、後藤露国訪問ニ関シ

支那側新聞カ種々憶測ヲ逞シクシ居ル次第ハ既報ノ通ナルカ更ニ二十九日ノ当地各漢字新聞ハ倫敦來電トシテ後藤子爵莫斯科到着後蘇連側トノ間ニ日露特別經濟通商条約ノ締結方ニ関シ秘密ニ協議ヲ進メツツアリ其ノ中満州ノ富源開發ニ関シテハ或ハ一歩ヲ進メテ日露連盟ヲ結ビ以テ英米ノ支那ニ対スル發展ヲ阻止シ又長春・哈爾濱間ノ東支鉄道ヲ滿鉄ニ於テ買受クル件等協議中ニテ欧州各新聞ノ異常ナル注意ヲ惹キツツアリトノ上海發亞細亞通信記事ヲ轉載シ尚右東支鉄道讓渡説ニ関シ交通部ヨリ曩ニ同鉄道露国人副理事長ニ対シ問合セタルニ事実ナシトノ回答ヲ得タル旨ヲ付記シ居レリ右御参考迄

兵ヲ以テ援助スル迄ニ至ツタ

田中總理ハ国民軍ヨリモ張ヲ以テ日本ノ友人ト目シタ然シ張ノ対露政策ハ「ボルセビズム」ニ反対スルノミナラス東支鉄道ノ回收ニ在ル右東支鉄道ノ回收ハ滿鉄ニ対シ何ヲ意味スルテアロウカ況ヤ関東州租借期限ハ来年ヲ以テ満期トナリ例ノ二十一条要求ニ依ル期限延長ハ未タ支那ノ承認セサル所ナルニ於テオヤ事情上述ノ如シトセハ日本ノ対滿政策上日露ノ諒解ハ自然ノ勢テアル日本ノ対滿政策ハ反露的乃至露西亜ヲ抜キニシテハ成功シナカツタ此ノ点ハ幣原外交ヲ維持シ対国民軍不干渉ヲ得策トスル今ヤ日本ハ日露提携ヲ以テ対支政策ヲ試ムルニ至ツタ前駐日露国大使「ドブガレフスキー」ハ哈爾濱ニ於ケル演說中同氏ノ駐日在任短期カカリシモ此ノ間日露關係ハ大ニ親善トナツタト述ヘタカ空言テハナカツタ

日本ニ於テハ後藤子ノ如キ親露者カ今ヤ水流ノ上表ニ立ツニ至ツテ居ル日本ノ満州ニ於ケル利益ハ日本ヲ驅リテ露国ノ側ニ走ラシメ後藤子ノ莫斯科行ノ目的亦茲ニ在ル云々

右何等御参考迄ニ切抜相添ヘ報告申進ス

237 昭和3年1月5日 在米國松平大使より
田中外務大臣宛

後藤訪ソに関する米紙報道概

普通公第一二二号 (2月10日接受)

昭和三年一月五日

在米

特命全權大使 松平 恒雄(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子訪露ニ関スル「ブルックリン・デイリ

ー・イーグル」東京通信員所報ニ関スル件

在本邦「ブルックリン・デイリー・イーグル」紙通信員「アルフレッド・イ・ピヤス」ニ就テハ屢次報告ニ及ヒ置キタル処同人ハ一月一日ノ同紙上ニ後藤子ノ訪露ニツキ大要「後藤子訪露ノ真目的ハ判明セサルモ其重大ナル意義ヲ有スル事ハ陛下カ特ニ同子ニ拝謁ヲ賜リタルニ依リテモ察知シ得ヘシ日露ノ国交ハ既ニ回復サレタルモ幾多重大ナル懸案ノ解決ヲ要スルモノアリ例ヘハ対支政策滿蒙ニ於ケル日露勢力ノ均衡及日本漁業權問題ノ如シ而テ日本カ他ノ列強カ露国ト対峙セル現況ヲ利用シテ西伯利ニ於ケル經濟的

利権ノ獲得ニ努ム可キハ明ニシテ久原氏ノ露独訪問モ亦後藤子ノ訪露ト直接ノ關係ヲ有ス此等訪歐ノ目的ニ関シテハ諸新聞種々想像ヲ加ヘ遂ニハ日露独三国間ノ政治的並ニ經濟的攻守同盟ヲ結フヘキ道ヲ開クニアリトナセルモノスラアリ」トノ記事ヲ掲ケタリ

尚十二月二十八日ノ同紙ハ十二月十五日付同人ノ通信トシテ日本当局ノ癩病患者取締リハ他ノ伝染病取締ニ比シ一般ニ不充分ニシテ右患者ノ保護ハ主トシテ外国殊ニ米國宣教師ニ依リ為サレツツアル旨並ニ内務省報告トシテ患者数ハ一九〇四年ニ於テ三〇、三五七名ナリシモノ最近ノ統計ニ於テモ二二、二六二名ニ達スル旨ヲ記載シ居レリ

右兩件新聞切抜添付茲ニ報告ス

238

昭和3年1月6日

在ハルビン八木總領事より
田中外務大臣宛

後藤訪ソに対する中国におけるロシア紙報道

振り

普通第三号

(1月17日接受)

昭和三年一月六日

在哈爾濱

意義ナキモノナルニ拘ラス右ノ如キ窮状ニアル「ソ」連ニトリテハ渴者ニ対スル一掬ノ水タルヲ失ハス

次ニ日本ノ自由党派及同系新聞ハ久シキ以前ヨリ對露貿易ヲ買被リ実業家亦産業ノ危機ニ直面セル關係上日「ソ」經濟接近ニ對シ所謂獲ヲヌ狐ノ皮算段ヲナンシ居ル処日本商業家ハ日本ヨリ以上ニ露西亞ノ市場ニ通スル英独カ同様ノ努力ヲ試ミ遂ニ失敗シタルノ事實ヲ忘却セントシツツアリ而モ英独ハ對露通商關係ヲ發展増進セシメントスルニ非スシテ唯之ヲ旧態ニ恢復セント努メタルニ對シ日本ノ如キハ新ニ之ヲ開始セントスルノ状況ナリ又「ソ」連ハ先第一ニ長期借款ヲ望ムモ日本ハ之ヲ提供シ得ス而モ是レ日本ニトリテハ幾多ノ障害中ニ於ケル僅カノ一例ニ過キス斯ク觀シ来ル時既ニ英独ノ覆轍アルニ鑑ミ日本今次ノ努力ニ對シ何物ヲ期待シ得ヘキヤ兎ニ角日露貿易ハ兩國ニ於テ其發展ヲ希フモ当分ハ極少範圍ニ限ラルヘク幸ニ通商条約ノ締結見ル事アリト雖モ本問題ノ解決ハ疑ハシト謂フヘシ云々

右御参考迄報告ス

本信写送付先 在露大使、在支公使、在奉天總領事、在長

外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子爵ノ訪莫ニ対スル支那側觀察ニ関スル

件

本件ニ関シテハ客年十二月十六日付普通第七九五号拙信及十二月十九日發拙電第二八三号報告ニ依リ既ニ御承知ノ次第ナルカ本月五日当地發行支那側機關露字紙「クンバオ」ハ後藤ノ旅行ナル標題ノ下ニ左ノ如キ論說ヲ掲ケ對「ソ」通商ノ智識及財力ニ於テ英独ニ劣ル日本カ同國等失敗ノ後ヲ承ケテ同様ノ努力ヲナスモ右ニ何ヲ期待シウヘキヤト毒筆ヲ振ヘリ

記

後藤子爵今次ノ莫斯科訪問ノ如キハ國際歷史上毫モ事新シキコトニ非サルニモ拘ラス各國新聞カ絶エス之ニ注意シツツアルハ要スルニ現下ノ「ソ」連カ外交ニ於テハ幾多ノ失敗ヲ重ネ他方内憂ハ既ニ共產党内ニ迄喰入り嵐ノ前ノ静ケサヲ思ハシムル時偶々同子ノ如キ日本政界ノ大立物カ乗出シタルニ基因スルニ過キス從テ日「ソ」兩國ノ接近乃至ハ經濟提携ニ関スル交渉ノ如キ要スルニ何等

春、在齊齊哈爾、在滿州里各領事

239

昭和3年1月7日

在ハバロフスク川角總領事代理より
田中外務大臣宛

久原・後藤訪ソのソ連極東地方官民に与えた

影響について

機密第四号

(1月19日接受)

昭和三年一月七日

在ハバロフスク

總領事代理 川角 忠雄 (印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子爵訪露ノ反映ニ関スル件

後藤子爵ノ訪露ニ関スル当地極執機關紙記事ニ関シテハ屢次進達ニ及ヒ置キタル所在浦潮渡邊總領事發大臣宛十二月十二日付公第四九九号報告ノ通久原特使及後藤子爵ノ訪露ハ極東露一般官民ニ對シ日露兩國親善ヲ増進シ益政治的經濟的提携上鞏固ナル基礎ヲ築クモノトシテ異常ノ印象ヲ与ヘツツアルハ事實ニシテ從來帝國ニ對シ好感ヲ抱カサル結果當館ニ對シテモ兎ニ角敬遠主義ヲ取リツツアリタル極東露官憲モ近来存リニ好意的態度ヲ執ルニ至リ其ノ一端ハ商

用其ノ他ヲ以テ当地方ニ往来スル本邦当業者ノ業務ニ對シテモ忽チ好マシキ影響ヲ及ホシツツアリ
最近当地発刊極執機関紙ノ帝國ニ對スル論調一変セルノミナラス同紙ハ日々我國ノ政治經濟ニ関スル記事重要事項ノ電報等ヲ掲載セサルコトナク大正十四年九月当館開館ノ當時ニ比スレハ時世ノ變遷トハ云ヒナカラ隔世ノ感ナキニアラス右ハ素ヨリ政府当局ノ努力ハ勿論英露ノ紛争其ノ他國際的四囲ノ状勢ニ原因スル東亞ニ於ケル帝國國威發揚ノ賜物ニ外ナラスト考察セラルルモ兎ニ角我經濟的發展ニ直接利害關係少カラサル極東露官憲ノ對日感情乃至方策ノ一進展ナリト見做シ得ヘシ

尚客廳中莫斯科ニ開會ノ第十五回全蘇連共產黨大会ニ出席シタル極執議長「チュツカエフ」ノ實談トシテ十二月二十二日同地発刊「イズヴェスチヤ」紙ハ「日露接近ニ関スル後藤子爵ノ任務」ト題シ左ノ通報道セリ

日露協會会頭後藤子爵ノ莫斯科來訪ハ極東露ノ勞農官憲タル吾人ノ最モ欣快トスル所ナリ吾人ハ日露兩國ノ親善的關係カ同協會ノ努力ニ依リ決定的ニ鞏固トナルコトヲ希望ス

公第一五号

(2月14日接受)

昭和三年一月十四日

在オデッサ

領事 島田 滋(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子一行來訪ニ関スル「オデッサ」論調ニ

関スル件

本件ニ関シ從來当地機関紙ハ格別論說ヲ掲クルコトモナク莫斯科機関紙ノ記事ヲ時々転載スルコトトシ適當ニ歡迎ノ意ヲ表シ居タリ他面当地「タッス」通信員ハ十二月下旬当館ヲ來訪シ後藤子一行カ果シテ当地方ヘモ來遊セラルルヤ否ヤヲ確メニ來リタルコトアリ次テ一月十四日ノ当地機関紙ハ付録「シユクワル」上ヲ以テ別添^(省略)ノ如ク「ソヴィエト・日本ノ接近」ト題シタル記事ヲ掲ケ並一行ノ「カリニン」氏方ニ於ケル記念写真ヲ転載シ居レリ

右記事ノ要領ハ日本ノ對極東露領關係ハ独逸ノ對歐露關係ニ類似スルモノアリトシ日英關係日米關係ニ論及シ日本側ニ於テ日露接近ノ意義重要ナルヲ認メ居ル由ヲ述ヘ日本トノ平和關係ハ「ソヴィエト」外交ノ根本義ノ一ナリ「ソ」

極東露ト日本トノ經濟的連繫ノ設定ト伸長並文化的接近同國學術及諸官庁代表者視察團ノ極東露ヘノ渡來又同地方ノ官吏教育家連ノ訪日視察團ノ渡航ハ前述日露親交ノ橋渡ナリ

去ル九、十兩月中訪日視察團ニ参加シタル極東露ノ官吏学者及教育家連カ歸來報告スル所ニ拠レハ同視察團ハ主トシテ後藤子爵ノ斡旋ニ依リ充分ニ兩國ノ親善ヲ表明スルヲ得タル趣ナリ

吾人ハ過般日露協會倉知幹事ノ極東露來訪ノ結果既ニ極東露ト日本トノ文化的及經濟的諸団体トノ連絡カ益鞏固トナリツツアルコトヲ実感シ今回後藤子爵ノ訪露カ多大ノ意義アルコトヲ付言セントス吾人ハ近キ將來ニ於テ極東露ノ「ハバロフスク」ニ後藤子爵ヲ歡迎スルノ希望ヲ述ヘサルヲ得ス云々

右御參考迄報告旁申進ス

240 昭和3年1月14日

在オデッサ島田(滋)領事より
田中外務大臣宛

後藤一行のオデッサ來訪に関する報道振り並びに反響等について

日關係ハ近年良好ナリシカ益々之ヲ鞏固ナラシムルノ必要アリ而シテ文化上及經濟上ノ接近ハ次テ政治上ノ接近ヲ來スモノナリトシ此意味ニ於テ後藤子今回ノ挙ヲ歡迎シ其勞ヲ多トスルモノナリ日露間ニ了解ヲ増スト共ニ我極東露領ニ鞏固ナル平和アルヘシ云々トアリ

要之曩ノ久原氏一行ノ來訪ト謂ヒ今回ノ後藤子ノ一行ノ視察ト謂ヒ当地方ニ於テモ多大ノ歡迎ヲ受ケ居リ其ノ日露親善上ニ与ヘタル効果顯著ナルモノアリト認メラル

尚後藤子一行莫斯科滞在ノ機ニ於テ独逸大使館側ノ後藤子一行ニ對スル「レセプション」及日本大使館ニ於ケル「レセプション」ニ於テ日獨露ノ代表者等會合シタルコトニ関連シテハ「オデッサ」駐在独逸領事始メ在留独逸人間ニ日獨親善ノ好感ヲ与ヘタリ

右報告ス

241 昭和3年1月28日

田中外務大臣より
在英國松井(慶四郎)大使宛(電報)

後藤訪ノ非政治性に関する日本政府の見解

第一号

本省 1月28日後發

後藤子ノ訪露ニ関シ欧州新聞中兎角ノ臆測ヲ為スモノアル
 処同子爵ノ旅行ハ客年在露大使宛往電第三二二号ノ通全然
 個人ノ資格ニ於テ年来ノ持論タル日露親善ニ資セムトノ念
 慮ニ出テタルモノニシテ偶々側面ヨリ漁業条約交渉ノ促進
 ニ付斡旋シタルコトハアルモ何等政治的的使命ヲ帯ヒ居ル次
 第二非ス
 在欧各大公使及在米大使へ転電アリタシ

242 昭和3年2月1日 在仏国河合(博之) 臨時代理大使より
 田中外務大臣宛

久原・後藤の訪ソに対する仏国紙報道振り
 公第七五号 (2月22日接受)

昭和三年二月一日 在 仏

臨時代理大使 河合 博之(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子及久原氏訪露ニ対スル新聞記事送付

ノ件

本件ニ関シ当国新聞中ニハ当初「日露独接近」等ノ見出シ
 ヲ付シ幾分異様ノ眼ヲ以テ迎ヘタル模様ナリシモ一般ニハ

ヘ日々新聞カ「今コソ日露交渉ノ好機ナリ」ト云ヘルヲ伝
 ヘ兎ニ角日本カ露独ト協定センコトヲ欲スル直接利害問題
 ノ外日本ハ或新政策ヲ決スル為ニ探リヲ入ルルモノト思ハ
 ルト論断シ言外ノ意ヲ匂ハス処アリ尚久原氏ノ訪欧ハ取ル
 ニ足ラスモノナレ共後藤子ノ訪露ニ付テハ露国ノ歓迎振ヲ
 注意セヨトテ露国側ノ歓迎ノ辞及後藤子ノ答辞ヲ摘記セリ
 (別紙甲号)続イテ同紙ハ本月二十八日再ヒ筆ヲ執リ特派使
 節ノ真相ヲ解スル材料ナリトテ在本邦露国商務官 Ankiel
 カ新聞記者招待ノ際為セル日露通商ニ関スル声明書ヲ訳載
 セリ(別紙乙号)

次ニ本月二十七日 Le Capital 紙ニ現ハレタルモノハ
 Francois de Tesan ノ執筆ニ係ルモノニシテ右ト全ク別
 個ノ見地ニ立脚シ「露西亜ト日本」ト題シ近時露紙盛ニ後
 藤子「カリーニン」会商ヲ特記高調スルモ是レ支那ニ於ケル
 爾勞農ノ失敗ヲ日本ニ於テ補ハントスルモノナリ日本ノ外
 交ハ斯ル茫漠タル会谈ト「センチメンタル」ナル約束ニ満
 足スルモノニ非ス何等カ真面目ナル保障ヲ求ムルヤ必セリ
 ト述ヘ日露戦役後ノ日本ノ親露政策ヲ説キ「シベリア」出
 兵後日本カ対露交渉ヲ急キタルコト後藤子カ「ヨッフエ」

沈黙ヲ守リ之ニ対シ意見ヲ発表シタルモノ皆無ナル有様ナ
 リシ処最近ニ至リ Bulletin Quotidien 及 Le Capital 紙
 上ニ注目ニ値スル論評ヲ見タリ Bulletin Quotidien ノ論
 調ハ右両氏派遣ノ真意ヲ疑ヒ其ノ探究ヲ試ミタルモノニシ
 テ本月二十四日ノ同紙ニハ「対露ニ特使」ト題シ本事件ハ
 或種ノ喫驚ナキ能ハスト冒頭シ日本独特ノ政情ニ基因スル
 コトナルヘキモ田中内閣カ四十日ノ間ヲ置キテ続ケ様ニ兩
 特使ヲ送レルハ欧米諸国ニ注目スヘキ反響ヲ与ヘタリ国民
 新聞サヘ「日英同盟終熄後孤独不利トナレル日本カ露独ト
 軍事経済ノ提携ヲ為サントスルモノ」ト堂々ト記セル位ナ
 レハ外国人ニ日露独三国同盟等ノ疑問ヲ抱カセタルハ無理
 モナシト述ヘ此ノ真相ヲ解スルニハ先ツ二氏ノ人物経歴ヲ
 述ヘサルヘカラストテ久原氏ノ実業界ニ於ケル地位及田中
 首相トノ関係、後藤子ノ経歴、独露トノ特殊関係、現在内
 政上ノ地位等ヲ掲ケタル後久原氏ノ欧州ニ於ケル行動及後
 藤子ノ露国ニ於ケル歓迎ノ盛大ナリシ事ヲ伝ヘ又二氏カ出
 発前陛下ニ拝謁ヲ賜リ在京全独露人ノ見送リヲ受ケタルヲ
 記シテ日本カ mission privee トナスヲ揶揄シ「やまと」ノ
 記事ヲ引キテ後藤子ノ委任セラレタル権限ノ廣大ナルヲ伝

ヲ招待シタル事件日露協定ノ成立ヲ述ヘ露ノ態度カ「セン
 チメンタル」ナルニ引代ヘ日本ハ常ニ冷静ヲ持スト断シ北
 京ノ日露協定ノ内容ヲ説明シテ露ハ之ヲ以テ対欧米同盟ト
 見タルナランモ其結果ハ大山鳴動鼠一匹ノ貌ニテ「ドヴガ
 レフスキー」モ美術展覧会ニ成功セル以外東京ニテ何一ツ
 為シ得ス今回ノ特使訪露モ田中内閣ノ遠謀深慮ニ出テタル
 コト勿論ナルヘキモ後藤子ニ対スル露ノ諂ト雖モ日本ノ態
 度ヲ変シ得ルモノニ非ス日本ハ凡ユル引込策ニ対シテ最上
 ノ儀礼ヲ以テ答フルナランモ則テ超エサルヘシト論セリ
 (別紙丙号)

右何等御参考トシテ別紙(省略)新聞記事写相添ヘ報告申進ス
 本信写送付先 在露大使、在独大使

243 昭和3年2月2日 在ハルビン八木総領事より
 田中外務大臣宛

後藤の帰途ハルビンにおける談話(二つ) (2月13日接受)
 普通第八二号

昭和三年二月二日

在ハルビン

総領事 八木 元八(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子爵ノ帰国ノ途次当地ニ於ケル動静ニ関スル件

一月二十一日莫斯科発帰朝ノ途ニ就ケル後藤子爵ハ一月三十日午後九時莫ニ赴莫ノ際ト同様当地内外官民多数ノ出迎裡ニ着哈翌三十一日午前中ハ日露新聞記者団ヲ引見シ其際先ツ自分(子爵)ハ新経済政策実施後ノ「ソ」連経済状態ヲ視察スヘク旅行シタルカ滞莫ヲ利用シ偶行悩中ナリシ漁業条約交渉ノ進行ヲ計リタル旨ヲ声明シタル後主トシテ右条約交渉ノ経緯ニ関スル記者団ノ質問ニ答ヘ其間白系露紙記者連ハ経済状態視察ノ為ニハ社会ノ裏面労働者ノ実状等ヲモ視察シタル筈ナリトテ盛シニ後藤子ニ当リ実社会相ニ対スル印象ヲ洩サシメント努メタルモ子ハ之等ニ対シテハ婉曲ニ回答ヲ避ケ居タルモノノ如ク次テ同日午後ニハ日露協会学校ヲ訪問シタル以外一切公式ノ招宴ヲ謝絶シ二月一日午後二時大連ニ向ツテ離哈南下セリ

右報告ス

本信写送付先 在露大使、在支公使、在奉天総領事、在長春、在齊齊哈爾、在滿州里各領事、関東長官

五 人物・文化交流

トハ最モ主要ナル關係ヲ有ス蘇連ハ其帝政時代中国ニ対シ事毎ニ併呑ノ謀策ニ出テ日本ノ対支漸進的侵略亦今尚熾マス故ニ此兩者ノ挙動ハ中国ニ切実ノ影響ヲ及ホス次第ニシテ中国領土内ニ於ケル日露大戦ハ其直接ニ影響ヲ来セル特殊ノ例ナリ現下蘇連ハ赤系ノ首領日本ハ白系ノ鬪將トモ称スヘク中国ハ其何レトモ区別シ難キ国家ナリ右二国ハ主義ハ異ルト雖モ何レモ中国ニ於ケル勢力ノ扶植ヲ競ヒ勢ヒ衝突ハ免レ難ク且兩國ハ歴史上感情上従来敵対視セラルルヲ以テ兩國ノ競争ハ中国全般ノ政治経済ニ大ナル影響アリ東北辺防ノ不安ハ当然ノ趨勢ニ外ナラス故ニ兩國ノ親善カ否カハ中国ノ漠然ト之ヲ視ルヘキニアラス昨年末後藤子蘇連ニ遊ヒテ以来日露親善ノ呼声ハ漸ク濃厚トナレリ最近後藤子ハ帰国ノ途ニ就ケルモ其収獲ニ就テ東電ノ伝フルトコロニ依レハ日蘇条約交換ノ成功ト西比利亞ニ於ケル一部ノ開墾權獲得ニ在リト称セラル之レ単ニ日蘇親善ノ証タルノミナラス日蘇通商条約ニ先鞭ヲツケ実ニ今後ノ日蘇關係ノ契子トナレルモノニシテ中国ニ影響スル所愈々重大ナルモノアリ日蘇兩國ノ主義上歴史上ニ於ケル關係ノ面白カラサルハ上述ノ如ク赤白ノ鬪争日ニ熾烈ナル今日日露親善ノ呼声

244 昭和3年2月6日

在ハルビン八木総領事より
田中外務大臣宛

後藤訪ソの中国におよぼす影響に関する中国

紙記事訳報

普通第九四号

(2月13日接受)

昭和三年二月六日

在哈爾濱總領事 八木 元八

外務大臣男爵 田中 義一殿

後藤子爵訪露ノ結果ニ関シ支那紙論説訳送ノ件

後藤子爵訪露ノ結果ニ関シ当地支那新聞国際協報ハ別紙訳出ノ通り「日蘇親善ト中国」ト題シ日蘇親善ハ支那ニ影響スル処大ナルヲ論シ一般ノ注意ヲ喚起スルニ努メタリ右何等御参考迄報告ス

本信写送付先 在露大使、在支公使、在奉天総領事

(別紙)

日蘇親善ト中国 (国際協報 二月四日)

中国ハ本来国際ノ支配下ニアル国家ニシテ国際ノ一挙一動ハ中国ニ影響セサルナク殊ニ中国ノ東北部ト日蘇ノ接触

斯ク高潮ニ達セルハ一大驚異ニ非スヤ吾人其妥協点ノ那邊ニ在ルヲ究ムルニ全ク時勢ノ然ラシメタルモノニシテ其間聯連ノ讓歩ニ因ルヲ主トスヘク更ニ其依テ来ル処ヲ詳述スヘシ
昨年蘇連ノ国際經濟會議ニ参加シタル時ハ恰モ中国革命運動高潮ノ最中ニシテ各資本主義国ノ対支政策ハ動揺ノ極点ニ達シ當時蘇連ハ最モ得意ノ時代ナリシモ久シカラスシテ支那問題ハ激烈ノ変化ヲ起シ英國ハ其機ニ乗シテ到ル処蘇連ニ對抗シ其東方政策ハ動揺シ国内ニハ動モスレハ反動起ラントセリ若シ其際日本起チテ蘇連ニ当タラハ蘇連ノ困難ハ更ニ倍加シタルモノアルヘク故ニ蘇連ハ速カニ日本ニ妥協ヲ求メ時局安定ノ保持ニ勉メタル次第ナリ今日蘇連ノ日本ニ対スル讓歩ハ純然政治的色彩ヲ帯フルモノト称スヘク日本側ニ在リテハ軍縮會議後英國ト旧交ヲ持續スルカ如ク解セラルルモ華府會議ニ於テ敝履ヲ棄ツルカ如ク扱ハレタニ鑑ミ別ニ適當ノ対策ヲ講シテ旧轍ニ復スルヲ防クヘク米ニ対シテハヨリ多ク他ノ幫助ヲ求メテ其脅威ヲ斥クル要アルトコロ今ヤ蘇連ト親善ヲ結ヒテ漸ク大亞細亞主義遂行ノ緒ニ就キ一面英ニ対シテ過去ニ於ケルカ如キ態度ノ要無

関東庁警務局長

内閣 拓殖局長殿
外務 次 官殿
内務省警保局長殿
指定庁府県長官殿

後藤子カハ爾賓露国新聞記者ニ語リタル訪露

感想(二月一日「モルワ」紙記事)

一、訪露ノ目的
新經濟政策施行後ノ社会生活状態ヲ知ラントスルニアツタ
「ソヴェート」連邦ノ政治並ニ經濟状態ヲ具サニ視察スル
ヲ得テ「ソヴェート」当局ノ産業發展ニ成功ノ跡如何ニ歴
然タルモノアルカニ一驚ヲ喫セサルヲ得ナカツタ予ハ恰モ
日露漁業協定交渉当時ニ莫斯科ニ到着シタ同協定ハ從來幾
多ノ難局ヲ經テ遅延ニ遅延ヲ重ネテ居ツタ予ハ莫斯科滞在
中ヲ利用シ該問題ニ関シ自己ノ有スル意見ヲ「ソヴェート」
当局ニ披瀝スル処カアツタ其結果漁業協定ノ調印ヲ見ル迄
彼ノ地ニ於ケル滞在ヲ延ハスノ余儀無キニ至ツタノテアル
予ノ滞在期間ハ比較的短カカツタ斯カル短期間ニ於テ「ソ

キヲ得他方ニ於テハ米ノ脅威ヲ斥クルニ足り且滿蒙政策亦
蘇連ノ諒解ヲ得ルヲ得タリ即チ政治上ニ於テハ一挙ニ斯ク
幾多ノ好果ヲ収メタルモノニテ經濟上ニ於テハ他給他足ト
モ称スヘシ日本ハ蘇連ノ大領土ト富源ニ對シ垂涎措カサル
モノアリタルトコロ今幸ヒ前記ノ如ク蘇連ヨリ讓歩シ来ル
アリ其經濟的収益上ニ於テ何等ノ逡巡ヲ要セサル次第ニシ
テ之レ日蘇親善ノ世上ニ喧伝セラルルニ至リタル所以ナ
リ
日蘇妥協後蘇連ノ中国ニ於ケル地位ハ漸次安定ニ向ヒ以テ
東方政策ノ復活ヲ謀リ得ヘク東支鐵道ト滿蒙政策亦必スヤ
相当ノ妥協点ヲ見出スニ至ルヘク其兩者ノ中国ニ影響スル
トコロ至大トセサルヲ得ス東北辺境ノ安定ノ如キハ単ニ其
余事ニ過キササルナリ

245 昭和3年2月7日

関東庁警務局長より
出淵外務次官他宛

後藤のソ連紙記者とのインタビューについ
て

関機高取第三〇〇二号ノ二

(2月13日接受)

昭和三年二月七日

「ソヴェート」連邦ノ如キ大国ノ經濟状態ヲ全般ニ亘リ知ルコ
トハ容易テナイカ「ソヴェート」ノ經濟状態並ニ「ソヴェ
ート」官憲ノ方針ニ関スル大要ニ就テ效ニ語ルコトヲ得
二、国内ノ經濟ハ總テ国家ノ管掌中ニアリ

千九百二十一年ニ実施ヲ見タル新經濟政策主義中如何ナル
変化アリヤ予ハ現今「ソヴェート」連邦内ニ於テ如何ニ新
經濟政策カ施行セラレツツアルカ又其政策ノ結果ヲ見タル
ノミ果シテ新經濟政策ニ変化アリヤ又如何ニ変化セラレタ
ルヤ予ハ玆ニ語ルヲ得ス如何トナラハ之カ為ニハ尚将来引
続キ之ヲ觀察スルノ要アレハナリ要スルニ現在「ソヴェー
ト」ノ全經濟ハ国家ノ管掌中ニアルコトハ明瞭ナリ「ソヴ
ェート」国内ノ産業並ニ貿易カ国家ノ専有ナルコトハ国家
ノ為有益ナル之レ産業發展ノ第一ノ証示テアル現時「ソ
ヴェート」国内ノ産業ハ復興セラレ一部ノ事業ノ如キハ既
ニ大戦前ノ状態ヲ凌駕シツツアリ千九百二十一年当時ニ比
シ「ソヴェート」工場並ニ製造場ニ於ケル製産力ハ殆ント
四倍ノ増加ヲ示シツツアリ

三、漁業協定締結上後藤子ノ役割

漁業協定ニ関シ日露代表者間ニ交渉カ行ハレツツアツタ際

予ノ役割ハ漁業問題ニ関シ自己ノ意見ヲ表示シ以テ一日モ
早く該協定ノ成立センコトヲ助長スルニアツタ予カ莫斯科
ニ到着スル迄ニ協約調書ハ事実上既ニ出来上リ調印ヲ待ツ
ノミテアツタ予ハ既ニ漁業協約カ完成セラレタル上ハ其事
業上ニ相互間ニ疑惑ノアルヘカラサル点ニ付力説シテ置イ
タ

四、日露ノ接近ハ兩國国民ノ為福祉テアル
現時日露兩國間カ漸次接近シツツアルコトハ日露兩國国民ノ
為殊ニ慶賀スヘキコトテアル而シテ此親交ニ障害ヲ与フル
何物ヲモ認メ出サナイ白系新聞「ルスコエ・スローヴォ」
ノ一記者ハ子爵ニ對シ奸計の質問ヲ課セント試ミタ此ノ新
聞ノ代表者ハ子爵カ此ノ種ノ質問ニ對スル回答ヲ避ケルタ
ラウト予想シタカ其期待ハ当ラナカツタ兩者ノ對話ハ次ノ
如キモノテアツタ

問、閣下ニハ「ソヴェート」連邦ニ於テ嘗テ何人ニモ示

ササル何物カヲ見ントスル希望ヲ有シテ居ラレタノテ

ハナイカ

答、予ニ斯カル希望ハナカツタ

予ハ国家的使節トシテ「ソヴェート」露国ノ状態ヲ知

ラントシテ赴イタノミテアル

問、「ソヴェート」連邦ノ労働状態ハ如何ナルモノナリシヤ

答、予ハ滞在中幾多ノ工場製造場並ニ労働機関ヲ見学シタカ「ソヴェート」露国ニ於ケル労働者ハ多クノ他ノ国家ニ於ケルヨリモ遙カニ優良ナル条件下ニ働イテ居ルト思ツタ

問、閣下ハ彼地ニ於テ反对党派ノ代表者中ノ誰レカト会见セラレシヤ

答、否予ハ別ニ会见シヨウトスル意思カナカツタ

昭和3年2月8日 斎藤(守園)福岡県知事より
田中外務大臣他宛

後藤一行の帰朝並びに談話等に関する報告

特外鮮秋第一二一号 (2月13日接受)

昭和三年一月八日

福岡県知事 斎藤 守園

内務大臣 鈴木 喜三郎殿

外務大臣 田中 義一殿

各府県長官殿

1 田中清次郎ノ言動

現在ノ露西亜ハ兵力整ハス其ノ自衛ノ点ニ於テハ聊カ危懼シ居レルカ如ク目下東支鉄道ヲ中心トシテ隣邦支那ヘノ対抗策ヲ繞ラシ居レルモ寡少ナル兵力ヲ以テ果シテ幾干ノ効果ヲ揚ケ得ルヤ疑問ニ属シ随而日本ヘノ対策ハ常ニ鈍リ勝チニシテ日露漁業問題ノ如キ既ニ根本ノ協定成リ今後ノ細目協定ハ極メテ容易ト認メラレズル状勢ヨリ目下頻リニ極東露領ノ充実ヲ計ル為メ「シベリア」ノ開拓ヲ奨励シ居レルカ只其ノ間日本ニ稍々不利益ト認メラルルハ現在ノ露西亜カ自国ノ生産品高価ナル為メ独英ニ対抗シ得ス結局極東ニ取引ヲ集中セントシ居リ農産物木材等ノ日本輸出ヲ企テ日本ヨリハ単ニ少量ノ織物類ノ精選品ヲ輸出スルニ過キササル点ニアリト洩セリ

2 前田多門ノ言動

短期間ノ滞在ノ為メ裏面的国情ニ迄及フ事能ハサリシト雖モ「トロツキー」「ジノヴィエフ」ノ除名以来「スターリン」一派ニ依リテ鋭意農村方面ノ改善政策ヲ繞ラシ居レル事ハ事実ニシテ之レニ依ツテ露西亜共

後藤子爵ノ帰朝ニ関スル件

曩ニ訪露中ノ後藤子爵ハ随員等ト共ニ本月六日午前十二時十分大連ヨリ管下門司入港ノ商船「バイカル」丸ニテ来港直チニ商船会社汽艇ニテ下之関市大吉楼ニ於テ中餐小憩ノ後午後零時三十分帰船午後一時出帆ノ本船ニテ神戸港ニ向ヒタルカ滞露中体得シタル露西亜事情ニ関シ左記ノ如ク洩シタリ

記

一、後藤子爵ノ言動

本人ノ言々句々今回ノ訪露ニ国賓の待遇ヲ受ケタル事ヲ稍光榮トシタルノ口吻アリ更ニ又働カサルモノハ喰フヘカラスノ法則ヲ肯定シ露国ノ現在主張スル主義カ必スシモ空想ニ非サル事ヲ洩ラシ只露国ノ赤化宣伝ノミニ就キテハ容認セサルノ言アルモ要ハ個人的考察ニ依ツテ可然決定スルモノト信シ只管至誠以テ兩國ノ親善ヲ計ル事ノ緊要ナルヲ主張シ居リタルカ極東露領ノ水田計画通商条約等今回訪露目的ノ核心ニハ全然触レス寧ロ稍回避ノ態度ニアリタリ

二、随員ノ言動

産主義カ如何ニ行キ詰リ居レルカハ証明スルニ足ルト雖モ之レニ依ツテ露西亜カ帝政時代ノ資本制度ニ還元シ居レリトハ認め難ク只次第ニ現実的ニ緩和サレ居レル事ハ事実ナリ只露西亜ノ幹部中ニハ最初ノ主張タル世界革命的行動ノ反ツテ露西亜ニ經濟上通商上圧迫ノ困ヲナシ居レル事ヲ感知シ居レルカ如ク随而今後ハ第三「インターナショナル」ト露国政府トカ全然別行動ヲ以テ対日方策ヲ講スルモノト思料セラルト称シ居レリ

247 昭和3年2月15日 在中国芳沢公使より
田中外務大臣宛

後藤訪ソが中ソ関係におよぼす影響についての中国紙記事訳報

公第一六四号

昭和三年二月十五日

在支那特命全權公使 芳沢 謙吉

外務大臣男爵 田中 義一殿

露支関係ニ関スル新聞論調報告ノ件

後藤子爵ノ露国訪問ニ対スル新聞論調ニ関シテハ屢次報告

ノ次第アリタル処本月十三日ノ晨報ハ後藤子爵ノ訪露ニ関連シ「露支ノ前途」ナル標題ノ下ニ大要別紙要訳ノ如キ社論ヲ掲載シ居レリ委細右ニテ御承知アリ度ク右何等御参考迄報告ス

(要訳)

露支ノ前途

(一九二八年二月十三日 晨報社論)

一、後藤新平子爵ハ日本現代ノ傑出セル政治家ニシテ伊藤博文、桂太郎ノ系統ニ属ス最近伊藤、桂両公爵遺志ノ完成ヲ理由トシ盛ニ対露連絡ヲ高唱シ敵寒ヲ冒シテ長途自ラ露國ノ真相視察ヲ為シ露國人士ト兩國ノ前途ニ付キ誠意ヲ披瀝シテ協商スル処アリタリ後藤子ノ露國ニ入ルヤ露國政府ハ國賓ノ礼ヲ以テ之ヲ遇セルカ這ハ「ソヴェット」露國建国以來初メテノコトナリ後藤子ノ歸國ニ際シ沿途ニ於ケル談話ハ同氏ノ訪露ニ依リ兩國間如何ナル程度ノ確実ナル諒解ヲ得タルヤニ付テハ談及セサルヲ以テ承知スル能ハサルモ後藤子ノ歸國ニ際シ久シク懸案タリシ漁業条約ハ忽然トシテ成立ヲ見タリ条約ノ内容ハ秘セラレ居ルモ日本ノ獲得セル利益ノ鮮少ナラサルヘキハ推

国民党ノ露國ト連絡シ共產党ヲ包容スルコトナクハ共產党ノ陰謀アリト雖吾社会ヲ擾乱スルヲ得サルヘシ故ニ禍源ヲ究ムレハ此ノ二年來吾國人ノ受ケタル苦痛ハ何レモ国民党ノ輕薄無識ニ基クモノナリ露國ノ日本人ヲ腐敗セシメ日本社会ヲ擾乱スル能ハサルハ以テ一履吾人ヲシテ反省ノ必要アルヲ感セシム即国民党無クムハ共產党モ露國モ何等為ス所ナキナリ吾人ハ後藤子ノ忠告ニ接スルニ及ヒ対露悪感モ薄ラク次第ナリ

三、露國ニ対スル吾人ノ希望スル所ハ良友タルニ在リ五年前露支國交恢復協議ノ際吾人ノ毅然トシテ連露ヲ主張セルハ國際舞台ニ於ケル支那ノ孤立ヲ救フニハ露獨ト連合スルヲ必要トシタルニ依ル吾人ノ持論ノ一部分ハ實現セラレタルモ不幸ニシテ歷年ノ当局ハ毫モ外交政策ニ意ヲ用ヒス遂ニ共產党ノ跋扈ヲ招キ二年來ノ慘劇ヲ演出セリ這ハ吾人ノ予想シタル所ナルモ予防策ヲ講スルノ力ナク唯自然ノ成行ニ委スル外ナカリシナリ仮リニ歷年ノ当局ニシテ一定ノ政策ト相当ノ手腕アリトセハ吾人ハ露國カ共產党ノ陰謀ヲ助長スルコトナカルヘキヲ断言ス然ルニ適々無政府状態ニシテ露國ハ支那ト真正ノ提携ヲ談スル

測ニ難カラサルナリ同時ニ日露通商条約亦商議開始セラレ露國政府ハ極東三州ノ区域内ニ於テ例外ヲ設ケテ日本人ノ商業經營ヲ許可セムトシ居レリ又日本人ニ於テモ極東三州ノ沿海地方ニ於テ水田計畫ヲ樹テムトシ露國側ハ之ニ対シ相当ノ好意ヲ表示シタル趣ナリ日本カ後藤子ノ訪露ニ依リ露國ニ与ヘタル好印象ヲ善用セハ日露間ノ提携ハ一層確實ヲ増スコトナルヘシ之ノ兩國間ニ介在セル吾人ノ十三分ニ重視スヘキ事件ナリ

二、後藤子ノ談話中吾人ノ注意ヲ要スルハ露國人ノ支那ニ於ケル赤化運動ヲ禁止シ今後苟クモ政府ノ訓令ニ違背シタルモノヲ發見セルトキハ露國政府ハ或手段ヲ以テ処分スルコトニ付露國政府ノ言質ヲ得タリトスル点ニアリ同時ニ後藤子ハ支那ハ宜シク成見ヲ棄テテ地理的重要關係ニ基キ日露支三國提携ノ促成ニ努力スヘキナリト語り居レリ最近數年來ノ露國ノ支那ニ於ケル破壞運動ハ今ニシテ思ヘハ痛苦ヲ感スルモ一度考察ヲ加フレハ惡ヲ助ケタルノ罪ハ支那ニ在リテ露國ニ在ラサル如シ物腐リテ虫生スルハ理ノ当然ナリ苟クモ共產党ノ売國ナケレハ露國ノ金錢アリト雖吾心靈ヲ腐敗セシムルヲ得サルヘシ苟クモ

ニ足ラサルヲ知りテ遂ニ其ノ鋒ヲ試シタルナリ

四、今ヤ南方ハ露國トノ國交ヲ断絶シ北方亦断続ノ状態ニアリテ対露外交ノ如何ニ就テハ之ヲ談スルモノナシ國家間ノ關係ハ斯クノ如クニシテ解決セラルルモノニ非ス國家百年ノ大計ハ一時ノ變亂ノ為ニ之ヲ等閑ニスル能ハサルナリ吾人カ今後付屬者ニ甘ンセハ夫レ迄ナルモ然ラサルニ於テハ外交政策ハ忽諸ニ付スヘカラサルナリ英國ノ如キ雄國ニシテ尚所謂光輝ノ孤立ヲ放棄シ國際舞台ニ周旋シ居レリ微弱ナル我國孤軍奮闘スル能ハサルヤ勿論ナリ後藤子ノ日露支三國提携勸告ハ其ノ意ノ那辺ニアルヤ不明ナルモ我國ハ我国自身ノ立場ニ於テ利害ヲ打算シ一定ノ目標ヲ定メ進ムヘキナリ南方カ如何ナル外交政策ヲ有スルヤ不明ナルモ北方モ現下ノ如ク散漫ナルヘカラス蓋シ中央政府タルモノハ政策ナクシテ列國ト外交ヲ談スヘカラサレハナリ

五、露國カ吾人ノ友タルヤ否ヤハ吾人ト提携スルノ誠意アリヤ否ヤ即チ赤化運動ヲ為ササルヲ確實ニ保証シ得ルヤ否ヤニ依ル露國當局ノ後藤子ニ対スル談話カ如何ナル程度迄確實性ヲ有スルヤ明カナラス且又確實性アリトスル

毛露国政府カ右言質ニ対シ完全ナル責任ヲ感スルヤ否ヤモ疑問ナルカ唯露国政府カ斯クノ如ク正式声明ヲ為シタルハ或ハ数年来ノ支那ニ於ケル暴挙ニ付覚醒スル所アリテ其ノ方針(マツ)カ変更セムトシ後藤子ヲ介シテ吾国人ニ告ケタルニ非サルカ露国ノ真意果シテ茲ニ在リトセハ吾人ハ露支ノ前途ノ為賀スルモノナリ吾人ノ露国ニ希望スル所ハ内乱ヲ助長セス赤化ヲ陰謀セス平等ノ原則ニ基キ相互ノ提携ヲナサムトスルニアリ然ラハ即チ地理的ニ接近シ経済的ニ密接ナル關係ニアル兩國ハ当然盟友タルヘシ唯今日事ノ責任ハ露国ニアリ露国ニシテ数年来吾人ノ受ケタル悲惨ナル印象ヲ洗ヒ去ルニ非サレハ露支兩國ノ前途ニ露国自ラノ作リタル除去スヘカラサルノ障碍物ヲ存スルコトトナル訳ナリ吾人ハ茲ニ目ヲ拭ツテ露国今後ノ態度ヲ見ムトスルモノナリ

(参考)

248 昭和2年12月—昭和3年1月

後藤新平訪ソ關係会談要領

編注 次の文書は後藤新平復命書付録より採録した。

キ)ニ於テ英国ト相衝突シ、米國ノ太平洋ニ向テノ進出カ早晚日本トノ衝突ヲ余儀無クセラルコトノ明ナル今日ニ於テ露国ト握手スルノ必要頗ル明瞭ナリ
要スルニ極東問題ニ関シ兩國ノ協商ノ必要ハ申ス迄モナシ

一、貴下(子爵)ハ全然私人ノ資格ニテ其言ハ何等拘束セラルコトナキ自由ノ地位ニアリ、自分(チチエリン)ハ外相トシテ其言ハ責任ヲ生ス然レハコノ間ニ不合理無キヤ

答 否、コノ問題カ双方ノ理解ノ上ニ具体化シテ兩國政府当局ノ手ニ渡ル迄ハ互ニ責任無キ責任者トシテ胸襟ヲ開キ語ラントスルナリ

三、支那問題ニ対シ露日兩國ノ協商ハ必要トシテ、サテ提案ノ協商ノ具体的内容ヲ承知シタシ(コノ間ハチチエリンハ二回反覆シテ提出シタリ)

答 ソレハ只今申スヘキ限ニアラス、只今ハ主義トシテ協商ノ必要ヲ双方十分ニ理解セントスルナリ、協商必要トイフコトニ一致セハ其時始メテ双方ノ当局ニ於テ各自ノ要求ヲ考フヘキナリ

会談要領

昭和二年十二月二十九日チチエリント会談要領

(午後九時外務省ニ於テ)

後藤覚書ニ対スルチチエリンノ質疑及答

一、極東問題ニ関シ日露兩國カ親善の協商ヲナシ行クコトノ必要ハ申ス迄モナシ、即チ露国トシテハ、其西境ニ於テハ常ニ武装準備ヲナシ置ク必要ニ迫ラレ居ルカ、極東ニ於テハ到底其余裕無シ、之ハ軍備ニ斯ノ如ク多大ノ出費ヲ為シ居リシ旧帝政時代ニテモ能クシ得サリシトコロ、況ンヤ現露政府ニ於テオヤ、シカモ目下歐露ハ人口ノ多大ナル増殖ニ苦シミツツアリテ極東ヘノ移民ヲ計画且実行シツツアルナリ、サレハコレラ移民ニ対スル物資供給モ日本支那等ヨリセサルヘカラス、又コレラ移民ノ生産物ハコレ亦極東諸國ヘ輸出サレサルヘカラス、要スルニ極東ニ於テ日本ト親善關係ヲ保ツハ露国自身ノためニ最必要ナリ、殊ニ目下英国ハ全然露国ヲ敵視シ米國亦タ甚タ好意ヲ有セサルニ当リ極東ニ於テ日本ト握手スルノ必要ハ最明ナリ

日本トシテモ亦タ極東(例ヘハシンガポール問題)ノ如

四、支那ニ関シ兩國カ協商ストイフモ、支那ヲ兩國(露日)協商ノ目的物トスルコトハ不賛成ナリ、例ヘハ曾テ英露兩國カ行ヒタル如キ支那ニ於ケル勢力範圍ノ限定トイフ如キコトハ今日露政府ノ取ラサルコトナリ、協商ニハ支那国民ノ福利ノ増進ヲ目的トシ、支那ヲ協商ノ伴侶トシテ行クニ非レハ不可ナリ

答 勿論然リ、支那国民ノため、惹イテハ東洋平和ノため三國相謀ラントスルナリ、タタ目下支那ハ混乱ノ状態ニアリテ實ニ主權ノ認ムヘキモノ無キ故暫ク露日兩國ニテ相謀ラントスルナリ、必要アレハ支那南北ノ政權ト相謀ルコトヲ辞セス

五、貴下ノ覚書中ニモ、又他ノ人ノ言ニモ、「支那ニ於ケル赤化」云々トイフコトアレトモ、露国ハ曾テ支那ニ於テ共產主義ヲ宣伝セルコトナシ、第三インターナシヨナルノ運動ハ支那ノミナラス世界各國ニ之アリ、露政府ノ預リ知ラサルコトナリ、支那ニ露西亞士官ノ行キ居ルハ、個人トシテ赴クヲ默認(支那国民ノ利益ノため)セルニ止リ露政府ノ命令ニヨリシニアラス、之ハ日本軍人カ多ク彼地ニ行キ居ルト同シコトナリ、シカモ目下コレ

ラ軍人ソノ他モ悉ク召還シタレハ支那ニハ此種ノ露人其跡ヲ止メス、要スルニ「コムインテルン」ト露政府トヲ同一ニ視サルコトヲ希望ス、「コムインテルン」ハ世界諸国ノ共産党代表ヨリ成リテ露国ノミノモノニハ非ルナリ

六、太平洋會議ハ純學術的ノモノニテ政治トハ無關係ニアラスヤ

答 否、同會議ニ派遣サルル英米ソノ他ノ委員ハ社会的最有能力ナル人々ニテ、其結果彼等ノ意見ノ交換ハ

漸次政治上ニモ重キヲサントシツツアリ

七、日本ニハナホ英米ノ追従者尠ナカラス、又侵略的政策

ヲ捨テサル一部ノ人モアリト聞ク、今回ノ提案ニ對シテ

ハ現日本政府トノ諒解アリヤ、其辺ノコトヲ承知シタシ

答 日本ハ其自主的の外交ヲ確立セントメニ英米外交ノ

羈絆ヲ脱スルノ必要ニ迫ラレツツアリ、又所謂軍人

階級ノ意見モ既ニ一転換ノ時期ニ遭遇シツツアリ、

露日提携ノタメニハ今日ハ其最好機ナリト信ス

又現政府トノ諒解云々ニ就テハ或ル程度ノ諒解アリ

併シコノ問題ハ政府即チ政友会トノ諒解ノミニテハ

後

藤

唯兩國親交促進ノ道ニ小障害アリタリ、ソレ

ハ漁業協約ノ件ナリ、サレト之亦近ク解決ス

ヘント思フ、實ハコノ点ニ関シテハ田中大使

ト余トノ間ニ意見ノ小相違アリ、余ハ貴国ノ

対案ヲ承認シテ調印スルヲ可ナリト思ヒタル

カ、大使モ同意見ナレト、タタ今一回本國政

府ノ意見ヲ徵スル必要アリトシテ昨夜打電シ

タリ、恐ラクコノ問題ハ余ノ東京着前ニ解決

スヘント考フ

チチェリン 最望ムトコロナリ

(以下挨拶略)

カラハントモ略同様ノ談アリタリ

昭和二年十二月三十一日 カリニント会谈要領

(午後二時クレムリンニ於テ)

一、一九二二年ニ自分(カリニン)ハ西比里及極東地方ヲ

旅行セリ當時ハ未タ日本出兵ノ印象全ク去ラサル時ナリ

シモ余ハ既ニ日露兩國間ニ親善ナル、殊ニ商業關係ノ結

ハルヘキコトノ必要ヲ述ヘタリ、當時兩國間ノ商業關係

不可ニシテ、野党即チ民政党幹部トモ十分ノ諒解ヲ得ルヲ必要トス、政党政派ヲ超越セル國家の問題トナレハナリ

昭和三年一月二十一日 午後二時 チチェリント

会谈要領

後

藤 支那問題ニ関スル余ノ提案ハ主義上幸ニ貴國

各方面ノ賛成ヲ得タル様ナリ、帰國後ソノ実

現ニ努力セントス

チチェリン 貴意ノ如シ、但過日モ申セシ通、曾テ独露兩

國カ波蘭ニ對セシ如キ態度ハ之ヲ忌ム、支那

ヲ協商ノ内ニ入ルルコトヲ必要トス

後

藤 同意ナリ、必要アラハ張作霖ヲモ説クヘシ

チチェリン 唯彼ハ英國ニ頼リツツアリ、単ニ張ノミナラ

ス、現在支那ノ將軍連ニ早クコノ挙ヲ知ラシ

ムルハ危険ナリ、注意ヲ要ス

後

藤 無論ナリ、ナホ不侵略同盟、通商条約モ之ヲ

考慮セントス

チチェリン 最歡迎スルトコロナリ

ハ元ヨリ微々タルモノナリシモ併シ他日發達ノ萌芽ハ既ニ之ヲ認ムルコトヲ得タリ

二、日露兩國ノ物質的(貿易商業)關係發展ニ於テ重要ニ

シテシカモ困難ナル点ハソヴエート連邦本部即チ歐羅巴

露西亞トノ關係ニアリ、兩國間ノ貿易關係ハ畜ニ極東ニ

ノミ止ルヘカラス、必ス歐羅巴露西亞自身トノ間ニ結ハ

レサルヘカラス、ソヴエート連邦ハ勿論目下富有ナラサ

ル故ニ多クヲ外國ニ購入スルコト能ハサレトモ併シ貿易

額ハ年ヲ逐テ増加シツツアリテ日本ヨリ購入スヘキモノ

モ少ナカラス、輸出ニ於テハ勿論ノコトナリ

露獨間ノ貿易關係ハ戰後兩國ノ政体社会組織斯ノ如ク異

リタルニモ關ラズ戰前ト均シク最緊切ナリ最近久原氏ノ

来ラレタル時氣付キタルハコノ「クレムリン」ニ日本製

電話機ノ使用サレツツアルコトニテ、之ハ日本ノ貿易代

表ノ手ヲ經テ購入セラレタルモノナリ、之カ瑞西製ノモ

ノカ何カナリシナランニハ更ニ驚クニ足ラサレトモ日本

製ノモノナルニハ驚キタリ

三、然レトモソヴエート連邦自身ト日本トノ商業關係ノ發

展ニ関シテ困難ナルハ一ニハ極東ト異リテ競争者(例ヘ

ハ独逸ノ如キ)ノ多キコト、二ニハ道遠キコト、例ヘハ日本ト「オデッサ」トノ航路設定ノ如キ難問題アリ之ヲ解決セサルヘカラサルナリ

右ニ対スル後藤答 日本ノ貿易家モコノ点ニ留意努力シツツアリ既ニ日本ト欧露トノ間ニ商業関係開始サレツツアリ

四、現在露国ニハ未タ欠陥甚タ多カルヘシ、然レトモ露国当局ハ鋭意国民、殊ニ「マッス」(大衆)ノ文化的物質的向上ニ努力シツツアリ、殊ニ国政ヲ以テ大衆ノ物タラシメンニ努力シツツアリ、貴下ハ或ハ我国体社会制度ニハ賛成セラレサルヤモ知レサルトモ、シカシ我政府力如上ノ努力ヲ為シツツアルニ対シテハ同情ヲ以テ認メラルルコトト思フ

後藤答 露国社会施設ニハ他国ノ及ヒ難キモノアルヲ見テ貴国当局ノ多大ナル努力カコノ成果ヲ得タルヲ感シタリ

スターリント会谈要領

昭和三年一月七日午後一時(共産党中央執行委員

無キ諒解ノ下ニ支那問題ヲ解決シタシ、貴見如何

スターリン 露日兩國ノ諒解ノ下ニ支那問題ヲ解決セントイフコトハ、自分ハ外交家ニアラス實際家ナレハ端的ニ伺フカ、露国ハ日本ト相談セスシテハ支那ニ対シ何モ行ハサルヤウニシタシトイフ意味ナリヤ、日本ハソレヲ希望スルカ

後 藤 否、自分ノ希望ハソレ迄ヲイフニアラス、タタ露日兩國ノ隔意無キ協商ヲ必要ト思フナリ、之ヲ必要ナリトハ思惟セラレサルカ

スターリン 支那問題ニ関シ露日兩國ノ隔意ナキ協商ハ必要ニシテ又可能ナリト思惟ス、シカシ子爵ノ意見ニテカカル協商ノ成立ノタメニ妨ケトナルモノハ何ナリト思ハルルカ

後 藤 ソレハ日本ニハ未タ英米政策ノ追従者アリ、然レトモ日本ハ既ニ独立ノ対外政策ヲ確立スル必要ニ迫ラレツツアリテ、ソノタメニハ露国トノ握手ヲ必要トシツツアルナリ、元來支那ニ於ル赤化問題ノ如キ当地ニテ親シク政府

会ニテ)

後 藤 支那ノ政情ハ益混乱ヲ重ネコノ儘ニ放棄セハ大乱ノ基トナルヘシ貴見如何

スターリン 支那問題解決ノ困難ニハ三箇ノ原因アリ、第一ハ現在ノ支那ニハ統一セル政權無ク分離シ居リテ一國ノ体ヲ成ササルコト、第二ハ外国カ支那ノ実状ヲ知ラスシテ狼ニソノ内政ニ干渉スルコト、第三ハ、支那国民カ年来外国ノ圧迫欺瞞ニ慣レテ一種ノ妄想ヲ生シ、外国カ支那ニ対シイカナル政策ヲトルモ常ニ猜疑心ヲ以テ之ヲ視ルヤウニナリタリ、コノ第三点カ支那問題解決ノタメ最困難ナル点ニテ從テ我等カ最注意スヘキ点ナリト思惟ス

後 藤 孰レニセヨ支那ノ実情ヨリ迷惑ヲ蒙ルモノハ先ツ貴国ト日本ナリ、元ヨリソレカ可能ナレハ支那ヲ含メ三国協商シテ東洋平和ノ確立ヲ計ルヘキナレト、貴見ニモアル如ク目下支那ニハ之ト語ルヘキ主權無シ、又近キ未来ニ之アルヲ予想シ難キ故暫ク露日兩國協商シ隔意

当局ヨリ承ルトコロニヨレハ、第三インターナショナルト露国政府トノ間ニハ截然タル区別アリテ、支那ノ動乱カ赤化運動ヨリ来リシトスルモ之ハ露国政府ノ関知セサルトコロナル趣ナリ、余モ之ヲ信ス、シカシカカルコトカ我日本ノ一部ニハ未タ十分ニ諒解セラレサルナリ

スターリン 支那動乱ノ原因ハ頗ル複雑ナルヘキカ、要スルニ農民ノ窮状ト労働階級ノ圧迫セラレ居ルコトカソノ主因ナリ、カカル原因無ケレハ動乱ノ生スヘキ理由無ク、又カカル事情在ル所ニテハ赤化運動ハ常ニ成功スヘシ、第三インターナショナルハ其成立後未タ九年ヲ経タルノミナルカ、ソノ前トモ世界各地ニ此意味ノ動乱アリシハ今更申ス迄モ無キトコロナリ露国政府ト「コムインテルン」トノ関係ニ就キテハ、或ル者ハ露国政府コムインテルンヲ指導スト言ヒ、或ル者ハコムインテルン露国政府ヲ指導スト言フカ孰レモ当ラス、コムイ

ンテルンハ露国ノミノニアラス、英仏ソノ他各国ニアリ、コレカ一露国政府ノ指導ニ甘ンスヘキ理由無く、又露国政府タルモノカカカル外国ノ党派ノ指導ヲ受クヘキ理由無し、唯世人カ誤テ露国政府トコムインテルンヲ同一視スルニ就テハカクナルヘキ相当ノ理由アリ、ソノ一ハ露国政府ハ實際第三インテーナショナルニ対シテ同情シツツ(賛成)(Сочувствать)アルコトニテ、第二ハ露国政府ガ第三インテーナショナルニ住所(居所)ヲ与ヘツツアルコト之ナリ、然レトモ、例ヘハ英ニセヨ独ニセヨ執レモ第二インテーナショナルニ同情シ之ニ居所ヲ与ヘツツアルニアラスヤ、ソレカタメニ第二インテーナショナルト英独政府ト同一体ナリト言ヒ得ヘカラサルヤ無論ナリ

露国政府ハ其駐外使臣カソノ地ノ共産党運動ニ参加スルヲ禁シ、ソノ疑アル者ハ之ヲ召還シツツアリ、然レトモ駐外使臣中ニハ其運動

ナリ、支那ニハ旧文明ノ根深クシテ容易ニ新社会運動ノ成功ヲ見難シ、外面一寸成功シタル如キコトアルモノレハ表面ニ止ル、孫逸仙ノ如キニ就テモ余ハシカ思惟ス、次ニ日本ノ对支政策ノ誤謬ト思ハルル点ヲ伺ヒタシ

スターリン

露国ノ对支政策ノ誤謬ハナホ他ニモアルヘシ、日本ノ従来ノ对支政策ノ根本的誤謬ハ支那ノ社会運動ノ真相ヲ理解セサリシコトナリ、日本モ七十年前ニハ外国ト对等条約ヲ締結シ居ラス、一部外国ノ羈絆ノ下ニアリタリ、後国粹運動起リテ完全ナル独立カ得ラレタルカ、コノ「ナショナルイズム」ハ今日迄日本ノ文明ニソノ痕跡ヲ止ム、現在ノ支那ニ於ケル社会運動モ亦全く同一ニシテ、多年ノ压迫羈絆ヨリ脱セントスル国民的運動ニ外ナラス、現在ノ支那將軍連ニハ種々ノ色分ケアレト自分ハ彼等ヲ国粹擁護者ト思フ、日本ハコノ点ヲ看過シ居ルト思フ

序テナカラ張作霖ニ対スル貴見如何

ニ同情シテ之ニ参加セル者アルハ事実ナリ、カラハンノ支那ニ於ルモ其例ナリ、世界諸国ニ於ケル共産党運動ニ対シ露国政府ノ責任ニ就テハ如上ノ如シ

支那ニ関シ露日間ノ諒解ハ必要ナリトシテ、サテ今日迄露国カ支那ニ関シ取りタル政策ニハイカナル点ニ誤謬アリト思惟セラルルヤ、自分ハ日本ノ对支政策ニモ誤謬アリト思フ、希望セラルルナラハ之モ申シ述フヘシ

ソノ前ニ申シ置キタキハ今日ハ貴下ト外交談判ヲナスタメニ来リシニアラス、タタ隔意無キ意見ヲ交換シ、貴論ヲ得タキタメニ来リシナリ、其意ヲ諒セラレタシ

スターリン

ソレハ最悦フトコロナリ、自分モ外交家ニアラス、從テヨイ加減ニ沈黙スルハ欲セサルトコロナリ、一問題ハ徹底的ニ考究シタシ

後 藤

露国ノ对支政策ノ誤謬ハ第一ニハ従来余リニ功ヲ急キタルコトナリ、赤化運動ノ如キモ其例ナリ、第二ニハ支那ノ実状ヲ知ラサルコト

後 藤

昨年奉天ニ於テ張作霖ニ面会シ北京進出ノ不可ナルヲ論セシモ時既ニ晩カリシ、余ノ考ニテハ張作霖ノ政權ニ在ルハ既ニ永カラサルヘシ、然レトモ彼倒レテモ之ニ代ルヘキ者ハ矢張り同種ノ者ナルヘシ、勿論早く支那ニ堅固ナル政權現ハレ之ト交渉スルコトハ望ム所ナレトモ近キ未来ニ其希望無カルヘシ

スターリン

日本ハ今日迄全く对支政策ヲ過マテリ、宜シク米國カ軟キコトギブスノ如キ政策ヲ取リツツシカモ成功セルニ鑑ムヘシ、事アレハ直ニ兵ヲ出ス如キ策ノ得タルモノニアラス。日本ハ其政策宜シキヲ得レハ支那ニ於テ良好ナル隣友ヲ得ヘク、政策宜シキヲ得サレハ敵ヲ作ルコトトナルヘシ

後 藤

貴見ノ如シ、輕卒ナル出兵ハ英米追從政策ノ結果ナリ、シカモ日本ハ今ヤ対外政策ニ一転期ヲ画スヘキ秋ニアリ、而シテコノタメニモ貴國トノ提携ヲ必要ナリト思惟ス

スターリン

露日兩國協商ノ具体的内容ニ関スル貴見ヲ承

知シタシ

後

藤

ソレハ自分ハ有シ居ラス、支那問題ニ関スル
両国ノ具体的希望ハ、コノ点ニ就テ両国ノ隔
意無キ諒解ノ必要カ認めラレタル後、両国政
府ニ於テ考慮シ提議スヘキコトニ属ス

要スルニ自分今回披露ノ目的ハコノ根本的諒
解ヲ得ンタメナリナホ時間アラハ貴下ト再度
会見シ意見ノ交換ヲ為シタシ

スターリン
承知セリ

スターリント会談要領(第二回)

昭和三年一月十四日(共産党中央執行委員会ニテ)

一、支那問題

後

藤

張作霖ニ対スル貴見如何

彼ハ世界ノ大勢ヲ理解セス、反動政策ヲ行ヒ
ツツアリ、然レトモ亦一種ノ愛国者ナリト思
フ、彼ハ支那統一ノ志アリテソノタメニ或ハ
日露ノ間ニ或ハ日英ノ間ニ或ハ露米ノ間ニ欺
瞞的政策ヲ行ヒツツアリ、併シ之ハ強テ自己

スターリン

シテ、原則トシテ支那問題解決ニ関シ露日兩
国間ニ諒解協商ヲナスヘキコトニ就テハ我国
政府モ蓋異議ナカルヘシ

二、漁業条約問題

後

藤

次ニカカルコトニテ貴下ヲ煩スハ不本意ナレ
ト、実ハ漁業条約ノ件ナリ、知ラルル如ク本
件ハ其解決長ヒキ、日本政府ハ必ス条件的覚
書ヲ付スルヲ必要トシ、貴国政府ハ無条件ニ
テ調印センコトヲ主張シテ譲ラサルカ如シ、
余ハコノ問題解決ノタメニ努力シソノタメニ
二回マテ出発ヲ延期セル様ノ次第ナリ然ルニ
両者共相譲ラサルタメ余ハ頗ル困難シツツア
リ、貴下ノ配慮ヲ願ハレサルカ

スターリン

コノ覚書ニ対スル要求カ本問題交渉ノ始メニ
提出セラレタランニハ既ニ数箇月前ニ解決セ
ラレタルヘキモノナリ、然ルニ日本側ハ甲乙
……………ト相続キテ種々ノ要求ヲ提出シ、
露国側ハ悉ク之ヲ容レ、既ニ問題ハ全ク解決
セリト思ハレタルトコロニマタコノ新要求ヲ

一身ノ為ノミナラス、ヤハリ一種ノ愛国心ナ
ルヘシ彼ハ馮玉祥ヲ恐ル、露国カ後者ヲ助ル
コトヲ恐レツツアリ

後

藤

張ハカカル人物ナレハ彼ヲシテ我等ノ妨ナラ
サラシムルコトハ可能ナリト思惟ス

スターリン

可能ナルヘシ

後

藤

支那問題解決ニ関シ露日間ノ諒解協商ノ必要
ハ前回詳述セルトコロノ如シ、コレハ目下焦
眉ノ急ニ属ス、貴見如何

スターリン

ソハ必要ニシテ又可能ナルヘシ

後

藤

モシ貴国(貴下)ニ於テ余ノ提案ニ同意ナレ
ハ、帰国後我政府ニ対シ之ヲ説カント欲ス、
而シテコレハ我政府カ孰レノ政党政派ニ属ス
ルカニヨリテ動クコト無キヲ要スルカ、幸ニ
余ハ何ノ政派ニモ属セサルニヨリ好都合ナル
ヘク、コノ意味ノ努力ヲナサントス、貴見如
何

スターリン

具体的問題ノ解決ハ貴示ノ如クソノ時ニ応シ
両国当局ノ間ニ解決スヘキコトトシ、主義ト

提出シタリ、日本側ノカカル行動ハ露国側ニ

日本ハ露国ヲ愚弄セント欲スルカ(СМЕТЬСЯ
НАД СОВЕТСКИМ СОЮЗОМ)ノ印象ヲ与ヘタ
リ、日本側ノヤリ方ハ極メテ拙ナリ(Шош-
ские представители поступают весьма
неповно)問題解決ノ困難ハコノ点ニアリ

後

藤

実ニ日本側ノ要求ニ無理アルコトハ之ヲ承知
ス、タタコレニハ種々ノ事情理由アリ、日本
漁業家ノ露国ヲ十分ニ理解セサルコト、最近
ニ行ハルヘキ総選挙等種々ノ事情アリテカカ
ルコトニナリタリ、コレヲ諒セラレテ解決ニ
助力アランコトヲ望ム

スターリン

貴下ノ出発ハ

後

藤

十七日ノ予定

スターリン

本問題解決ニ関シテハ余ノ為シ得ル限ヲナス
ヘシ(то, что от меня зависит)覚書ハ余
之ヲ知ル、コレニハ修正ヲ施ス必要アリ、貴
下出発マテニハ間ニ合フヘシト思フ

後

藤

サラハ本問題解決ニ就テハ貴下ノ配慮ヲ期待

シ得ヘキカ
スターリン 努力スヘシ (Я. постараться)

ルイコフト会谈要領

昭和三年一月十三日午後二時

(クレムリン内閣議長室ニテ)

後 藤 支那問題ハ益々混乱シ世界不安ノ基タラントス、コノ際露日兩國十分ノ了解協商ヲ遂ケケ時局安定ヲ計ラサルヘカラス云々

ルイコフ 支那ニ於ケル事変ハ世界ノ諸国カ曾テ経験セシト同一ノ過程ヲ進ミツツアルナリ、即チ他國ノ羈絆ヲ脱シ完全ナル独立ヲ得ントスル運動ニシテ、之ハ例ヘハ會テ伊太利モ、マタ日本モ之ヲ経験セル過程ナリ、例ヘテ言ハハ支那ハ今ヤ出産ノ苦悶ヲ体験シツツアルナリ、コノ分婉ノ苦シミカイカニ永ク続クカハ不明ナレト、必スヤコレヨリ独立ノ国民カ生レ来ルヘキコトヲ知ラサルヘカラス

後 藤 隣國ハソノ分婉ノ苦ミヲ傍觀坐視スヘカラ

ルイコフ 定ノ何時ナルヤヲ予定シ難ク、貿易關係ノ緊密ナル我國ノ如キハ到底之ヲ忍フコト能ハス、支那動乱ノタメ先ツ害ヲ被ルハ露日兩國ニシテ、シカモ目下ノ支那ニハ之ト語ルヘキ確固タル主權無キニヨリ、暫ク兩國協商シテ之ヲ解決シタシ、ソノ必要ヲ認メラレサルヤ現ソヴェト政府ハ旧露國帝政トハ其外交政策ヲ根本的ニ異ニシ居ル、旧帝政ハ侵略主義ヲ取リソノタメニ日露間ノ衝突モ起リタルナリ、現政府ノ対外政策ハ平和ヲ主眼トシテ外國トノ文化經濟近接ヲ計ル、故ニ隣國日本トノ近接親近ニ何等妨トナルヘキモノナシ、但未タ十分ニ之ヲ理解セス、ヤハリ現政府モ侵略主義ナルカノ如ク理解スルモノアルハ、旧帝政時代ヨリ現政府カ受取りタル厄介ナル遺産ノオカケナリ

後 藤 貴説ノ如ク現政府ヲ理解セサル者甚多シ、支那ニ於テ共產主義宣伝ニ對シ強キ反動起リ益々時局ヲ混乱セシメツツアルハ知ラルルナル

ス、宜シク之ニ助力ヲ与ヘテ分婉ヲ速カナラシムルヲ要ス

ルイコフ 施術ヲ加ヘテ分婉ヲ速カナラシムヘキカ

後 藤 否、施術ハ不要ナリ、唯誠意アル助力ヲ与ヘテソノ苦ヲ軽減セシムルヲ要ス

ルイコフ 列國ハ今日ニ至ル迄支那ニ於ケル実状ヲ看過シツツアリ、即チ英ニセヨ米ニセヨ皆支那ヲ以テ搾取ノ目的物トシ、将来モ亦タ搾取ノ目的物タリ得ヘシト考ヘツツアリ、コレ大ナル誤謬ナリ前述ノ如ク支那ハ今ヤ其独立ヲ得ンカタメニ他ノ國カ曾テ体験セルト同一ノ過程ヲ行キツツアルナリ、唯獨大ニシテ人多ク、加フルニ外國ノ干渉アリ、其目的ノ實現ニハ多大ノ困難ヲ伴フナリ、サレト結局其目的ハ達セラルヘシ、故ニ露日兩國カ相協商シテ支那問題ヲ解決セントナラハ、ソレハ宜シクコノ見地ヨリ出發セサルヘカラス、即チ支那獨立ノ運動ヲ認メ之ニ助力スルヲ必要トス

後 藤 貴見ハ之ヲ諒トス、タタ支那ノ動乱ハソノ平

ルイコフ 貴下提案ノ露日兩國協商ノ具体的内容ハ何ナリヤ

後 藤 ソレハ多ク問ハルルトコロナレトモ、支那ニ關スル具体的問題ハソノ日ソノ日ニ露日兩國間ニ起リ来ルヘク之ヲ予言スヘカラス、要ハ根本的ニ兩國ノ諒解カ成立スレハ、具体的問題ハソノ時ニ応シテ之ヲ解決シ行クヲ得ヘキナリ

ルイコフ 支那問題ニ關シ兩國(露日)ノ根本的諒解協商ノ必要ニ就テハ全ク貴見ニ同意ナリ

後 藤 自分ハ当地ニ来リ貴國当局ノ説明ニヨリ支那赤化運動ニ貴國政府ノ關係無キコトヲモ承知セリ、併シナホ支那ノ動乱ハ赤化運動ノタメ

ナルヲ信シ、若クハ自己ノ利益ノタメニカク説ク者(國)少ナカラス、カカル諒解モ亦露日兩國ノ諒解成立セハ之ヲ一掃シ得ヘシ支那ノ動乱カ赤化宣伝ノタメナリトイフ批評ハ我等ノタメニハ誠ニ過キタル名譽ナリ、一國民ノ動乱カ筆舌ノ宣伝位ノタメニ起リ得ヘキナラハ、露政府ノ如キハ既ニ早クコノ地上ヨリ無クナリシナルヘシ

各國民ハ各ソノ歴史の伝統ヲ有ス、露國ニ其ノ現制度ソウエートカ必要ナルハ英國ニ貴族院カ必要ナルト何等選ムトコロナシ、支那國民カイカナル政体ヤ社会組織ヲ生ミ出スカハソレハ支那國民ノ事ナリ、唯其運動カ國民ノ獨立ニ対スル要望ニ基クコトヲ忘ルヘカラス、吾人ハ英國カソノ貴族院制度ヲ有スルニ反對セス、唯ソノ印度ニ於ケル政策ニハ賛成スルコト能ハサルナリ故ニ露國政府ハ其遣外使臣ニ対シ當該國ノ内政ニ關係スルコトヲ禁止、宣伝運動ニ参加スルヲ禁止居ルナリ、云々

значительный)ノ漁区ノ入レ替ヘ(перемещение)ヲ為サントスル考ヘ(иметь виду)アルノミナリ、入レ替ヘノ結果日本側ノ收穫量ニ減少ヲ来スコトナシ
右ノ趣意ヲ諒トセラレ速ニ調印成ル様配慮セラレンコトヲ乞フ

(第二回 十二月三十日外務省)

後

藤

日本漁業家ハ条約第二條第二項ヲ広く適用セシムコトヲ希望シ居レリ、勿論其希望ニハ十分ノ理由無シト思ヘトモ、若シソレカ露國側ノ利益ニ抵触セサル場合ニハ大体ニ於テ競争入札ヲ用ヒスシテ漁区ヲ定ムヘキコトヲ露國側ヨリ表明セラルルコトノ好意ヲ期待シ得ラルサルヤ、モシソレカ可能ナラハ調印促進ノ上ニ都合好シト思惟スル故ニ敢テ伺フ次第ナリ
競争入札ヲ經スシテ漁区ヲ定ルトイフコトハ露國政府トシテハ困難ナリト思フ、缶詰工場(日本)ノ漁区ニ手ヲ触レストイフコトト一般漁区ノ問題トハ別個ノモノナルヲ承知セラ

カラハン

カ
ラ
ハ
ン

漁業条約問題ニ関シカラハン氏ト会谈要領
(後日ニ認メタルヲ以テ意
ノアリシ所ヲ記セシナリ)

(第一回 昭和二年十二月二十九日外務省)

後

藤

大問題ノ前ノ小問題ニ過キサレトモ漁業条約カ未タ調印ニ至ラサルハ遺憾ナリ、日本漁業家ノ希望アリシタメ調印間際ニ至リ停頓セシハ頗ル遺憾ナリ

カラハン

誠ニ然リ、妙ナ行違ヒニテ田中大使モ頗ル迷惑セラレ居ルコトト思惟ス

後

藤

日本漁業家ハ露國カ国営缶詰工場ヲ起シ漸次ニ日本漁業家既得ノ漁区ヲ奪ハンコトヲ恐レツツアルナレトモ、露國ニ於テカカル考無キコトヲ信ス

カラハン

然リ、露國ハ決シテ日本漁業家既得ノモノヲ奪ハンコトスル如キ考無シ、第一ニハ国営缶詰工場新設ノタメ日本缶詰工場既有ノ漁区ニ手ヲ触ルルコト無シ、第二ニ、缶詰工場以外ノ日本漁業家(中小漁業家)ノ漁区ニ対シテモ其收穫量ヲ侵害スルコト無シ、唯少許(He-

後

藤

ソレハ諒解シ居レリ、タタ上記ノ次第ヲ私的ニテモ表示セラルルヲ得ハ都合好シト思フ次第ナリ

カラハン

競争入札ヲ經スシテ云々トイフコトハ露國々民ノ利害ニ関スルコトニテ困難ナリト思惟ス、タトヘ自分カ私的ニコレヲ閣下ニ表示シテモ、實際ノ場合ニソレカ行ハレス(即チ露國側ノ利益ニ抵触スルコトナリテ)ハ反ツテ閣下ノ迷惑トナルヘキヲ恐ル

後

藤

然レトモ元来自分ハ貴案ニ対シテ確答ヲ為スヘキ権限ヲ有セサル故ニ、ナホ国家經濟ノ當局ト評議シテ返事スヘシ

後

藤

貴見ノ如クナラハ抛トコロ無シ、政府当局ト相談セラルルコトノ好意ハ謝スヘキモ敢テ辭退ス、コノ談ハ兩人ノ間ニ止メタシ

カラハン

承知セリ、何卒閣下ノ力ニヨリ閣下ノ滞留中ニ調印ノ運ニナルヤウ切ニ望ム所ナリ

漁業問題ニ関シカラハント会談要領

(昭和三年一月十八日午後一時半)

別紙経過書説明(略)

後 藤 要スルニ問題ハ感情形式ノ問題ニシテ覚ヘ書

キノ要点ハ協約自身中ニ含まレアル事ナレハ、露国政府カコノ覚書ヲ承認シテ速ニ問題ノ解決サレンコトヲ希望ス

カラハン

否、問題ハ単ニ形式ニアラス、コノ覚ヘ書キハ協約ノ上ニ実質的ノ或モノヲ付加スルコトナルヲ以テ問題解決カ困難ナルナリ、何トナレハ、「日本人ノ漁業活動ヲ狭メス」トイフコトハ即チ競争入札ノ意義ヲ無効ナラシムルモノナリ、今日ニアリテハ露国私人ノ力微弱ナレハ事実上ハ同シ事ナルヤモ知レサレトモ、シカシ之ハ明ニ協約ノ上ニ或ル者ヲ付加スルコトナレハ、困難ハコノ点ニ存ス

後 藤

コノ覚書ヲ作製セル日本大使ニ於テモ無論露国民ノ利益ヲ侵害セントノ意アルニアラスト思ヘハ、コノ点ハナホ大使ト熟議セラレタ

ヨリ詳細説明申シタルカ、右ノ許可ヲ得ラルレハ是レ即チ露日接近ノ實際的証明トナルコトニテ其意義頗ル重大ナリ、コノ利権ヲ日本ニ譲渡スルニ就テ曾テ露国ノ恐レシトコロハ日本ノ侵略政策ナリシ様ナルカ今日ニテハ然ルコト無カルヘシト思フ、試ニハワイヲ見ルモ、ソノ人口ノ半ハ日本人ナレトモ日本ハ一兵モ出シ居ラサルニ非スヤ、モンコレカ成立スレハ露日民族並ニ今日ニテハ日本人ト同一視スヘキ朝鮮人ト相融合シテ玆ニ生ヲ安ンシ業ヲ営ムコトトナリ兩國親善ノ実始メテ挙ルコトヲ得ヘシ

日本ハ永ク英米追従ノ外交ヲ為シ居タルカ決シテ之ニ満足シ居リシニ非ス、殊ニ現下英米共ニ排日ノ気分アリ、シカモ米國トノ連鎖ヲ形ルハ主トシテ貿易關係ニアリテ生糸輸出ノミニテモ巨額ニ達ス、シカシモシ極東地方ニ米田利権ヲ得テ米ノ産出ヲ見ルニ至レハ、露日兩國民ハココニ相融合シ、其産出米ハ兩國

ク、必要アレハ字句ノ修正ヲナシ、コノ覚ヘ書キヲ基礎トシテ協議セラレ速ニ問題ノ解決ヲ得タシ、(速ナル解決ノ必要、ソノ理由ヲ示サル)

カラハン

自分目下ノ状態ハ、当局ト協議シテ、双方ヲ満足セシメ得ル様ノモノヲ得ンニ苦心シツツアルナリ、近キ日ニ於テ(B. Bruckhime)ソノ結果ヲ申シ上ケ得ヘシ

補遺

後 藤

スターリン氏モ支那問題ニ関スル露日兩國協商家ノ具体的内容ヲ知ランコトヲ欲シタルモ、之ハ度々申ス如ク具体的問題ハ毎日毎月ニ起リ来ルヘキモノニテ、要ハ兩國根本ノ協調ニアリ、コノ精神ニヨリテソノ時々ノ問題ヲ解決シ行クヘキナリ、云々

土地利権問題ニツキカラハント会談要領

(昭和三年一月八日午前十一時外務省ニテ)

後 藤

沿海州ニ於ケル米田利権問題ニ就テハ既ニ森

貿易ノ重要品トナリ、兩國親善ノ楔子トナルコト米國ニ対スル生糸ノ比ニ非ルヘシ人口過剰ノタメノ移民ナレハ日本ハ必スシモ北地ニ之ヲ求ムルヲ要セス、南米ニテモ事足ルヘシ、北地ニ共棲ノ地ヲ求メントスルハ即チ之ニヨリ露日兩國ノ連鎖ヲ固カラシメンカタメニ外ナラスコレ等ノ点ヲ考慮セラレンコトヲ望ム

カラハン

打明ケテ申セハコノ問題ハ、經濟当局ノ側ヨリ反対強クシテ中ノ困難アリ、ソノ困難ハ第一ニハ、一タヒ日本ニ土地利権ヲ与ヘハ利益ヨリ多クヲ求ムルニ至ラントイフコト是レナリ、侵略政策トイフ語ハ甚タ明瞭ヲ欠クカ、要スルニ日本カ益々多クヲ求ムルナラントイフ危惧ナリ、第二ニハ日本人カ多ク移住スルコトナラハ種々ノ困難ヲ生スヘシ、或ハ労働法ノ適用、或ハ学校ノ設備等諸般ノコトニ於テ、立國ノ基礎ヲ異ニスル兩國間ニ於テハ多クノ面倒ニ遭遇スヘキコト之ナリ

後

藤

ソレハ面倒ハアルヘキモ、ソハ些細ノ事ニシテ他ノ利権ノ場合ト均シク解決セラレ得ヘシ、一タヒ両国間ニ實際的協商成立セハカカル些細ノ問題ハ直ニ解決スヘシ、實際両国間ニ隔意無キ理解成立セハカカル小問題ハ解決易々タルヘシ又之ヲ解決セサルヘカラサルナリ、カカル小障害ニ打勝ち得サルヤウニテハ兩國親善ハ企図シ難シ

露国ハ其領土内ニ百余ノ異リタル言語ヲ聞クトイフ、日本人ノ小部分ヲ其内ニ包容スルノ勇氣無キヤ

カラハン 日本人カ露国ノ国籍ニ入レハ論ハ無キコトナリ

後

藤

永キ月日ノ間ニハ日本人中ニ露国々籍ニ入ル者モ生スヘシ、サラストモ露国内ニ移住シテ其国法ニ従フハ当然ノコトナリ。一昨日スターリン氏ト会見ノ際ニハコノ件ニハ触レサリシカ再度会見ノ際ニハ之ヲ言フカ宜シキヤ否ヤ貴見如何

カラハン

ソレハ宜シト思惟スレ共、ナホスターリン氏ト再度会見セラルル前ニ於テ今一度貴面ヲ得テ愚見ヲ申シタシ

後

藤

元来日露協商ノコトハ今日ニ始リタル問題ニアラス、多年余ノ考ヘタル所ニシテ、又余ノ先輩伊藤公等ノ企画セル所ナリ

カラハン

伊藤公当時ニハ帝政露国力侵略政策ヲ執リタレハソノ点ニ大ナル障害アリシ、今ヤカカル障害無ク、問題ハ寧ロ何故ニ両国力協商シ得サルヤトイフニ帰スヘシ

後

藤

其点ニハ世間ノ誤解アリ、事ハ歴史ニ属スレトモナホ明ニシ置ク必要アリ（山県伊藤公所見ノ反対等ニツキ詳説）

カラハン

ナホ付ケ加ヘテ伺ヒタキコトアリ、北地ハ日本人ノ移住ニ適セス（風土ノ關係上）トイフコトヲ讀ミ又聞キタルカ如何

後

藤

サルコト無シ、勿論今日迄ハ南方ヘノ移住ヲ好ミタレトモ日本人ハ極熱ヨリハ寧ロ寒氣ニ堪ヘ得ヘシ

カラハン

ナホ今夕スターリン氏ニ面会スヘキ筈ナリ、貴下ハスターリン氏ニハ支那問題以外ノコトハ話サレサリシヤ

後

藤

話サス

昭和三年一月十四日午後零時半カラハント会談要領（八杉一人）

八

杉

貴命ニヨリ参リタリ、用件承リタシ

カラハン

本日子爵ハ二時ニスターリント第二回会談ノ筈ナリ、就テハ其節漁業問題ニツキスターリノ助力ヲ求メラルル様話サレンコトヲ希望ス、露政府ハ全然覚書無クコノママニ調印セシコトヲ主張シ（カラハン氏語ヲハサミ、事實ソノ通りナリ）日本政府ハ是非之ヲ要求シ、コノ問題ニタツサハリタル余（子爵）ハ苦境ニアルカ、元来日本政府ハ漁業者ノ意志緩和ノタメニ覚書ヲ要求シ居ルモノナレハ、コノ問題解決ノタメニハ之ヲ必要トスル意味等話サレテスターリン氏ノ助力ヲ求メラルル

八

杉

昨夕子爵及田中大使ハ、日本政府ヨリ、覚書ニ関スル議纏リタル場合ニハ漁業協約ニ調印スヘキ旨ノ電訓ヲ得タリ、就テハ先般貴下ニ提出セル覚書案ニ対スル貴方ノ対案アラハ承知シタク、マタ未成ナラハ交付ノ時ヲ承リタシ

昭和三年一月十六日午後零時半カラハント会談要領（八杉一人）

カラハン

対案ハ既ニ出来居レト、貴方ノ案トハ多大ノ差アルヲ承知サレタシ、（対案交付）

八

杉

コノ案ハ露政府ノ承認セルトコロニシテ、コレニテ宜シケレハ即刻ニモ調印シ得ヘシ、子爵ハ蓋承認セラルヘント考フレト、田中大使ニ異議アルヘキヲ危惧ス

八

杉

帰宿復命シ、速ニ返答致スヘシ

昭和三一年一月十六日午後四時カラハント会談要領
藤 八杉ニ交付サレンシ対案ハ拝見シタルカ、コレ
ニテハ承認シ難シ日本政府ハ我等ニ調印ヲ委
任シ来リタレトモ、ソハ過般提出セル覚書案
ヲ大体ニ於テ承認セラルルコトヲ必要トシタ
ルモノナリ、然ルニ貴方ノ対案ハ全然ソノ第
二部ヲ削除シタルカ、コレニテハ承認出来難
ク、何等カノ言ヒ現ハシニヨリ第二部ヲ活カ
スコトヲ必要トス、再考ヲ望ム

カラハン
コノ対案カ露国政府ノ承認ヲ得ル迄ニモ余ハ
尠カラス努力シタルモノナリ、子爵カスター
リン氏ト会见セラレ依頼セラレタルコトモ預
テ力アリテ、漸クコノ対案カ露政府ニヨリ承
認セラレタルモノナリ、サレハ若シ調印ノ全
権ヲ有セラルルナラハ何卒コノ対案ヲ認メテ
調印セラレタキモノナリ

後 藤
ナホ田中大使ト協議セラレンコトヲ望ム、全
体覚書ハ形式ノモノニテ之ニヨリ問題ノ起ル
コトナキヲ期待ス、唯ソノ必要ハ前度々申

棄セシメ、露国カ去ル十一日ニ於テ自分ノ提
出セル覚書ノ意味ヲ（大体ニ於テ）承認セラ
ルルニ於テハ直ニ協約ニ調印差支無キ旨ノ電
訓ヲ受取リタル次第ナリ、コレハ十六日ニ説
明シタル通りニテ承知ノコトト信ス、日本側
ハ決シテ日本漁業家ノ一漁区ヲモ動かスヘカ
ラスト主張スルニアラスシテ必要ノ場合ニハ
ソノ或ル者ヲ交換スルノ覚悟アリ、コレ等ノ
点ヲ考慮セラレテ去ル十六日田中大使提出ノ
対案ヲ基礎トシテ協議セラレ、必要ナル辞句
ノ修正アラハ之ヲ為シ速ニ議ヲ纏メタキモノ
ナリ

カラハン
自分現在ノ立場ハ、露国政府当局ノ各方面ニ
説キノ意ヲ緩和スルニ努力シツツアルナ
リ、タタ各方面ヨリノ反対アリテ頗ル困難ナ
リ（十六日提出ノ大使案ヲ取出ス）

漁業協約ニ関シカラハント会談要項
（昭和三年一月十九日午後六時）

セシ通ノ日本ノ事情ヨリ来リシモノナレハ之
ヲ諒トセラレ第二部ノ点ヲ再考セラレタキモ
ノナリ
露国政府カ貴案通りノ覚書ヲ承認シ兼ル理由
ノ内ニハ道德的^{モラル}ノ一因モアリ、即チコノ漁業
カ日本国民ノ生活ノタメニ直接必要欠クヘカ
ラサルモノニアラスシテ、ソノ漁獲ノ大部ハ
支那英国ソノ他ニ輸出セラレ即チ商業ノ目的
物トシテ使用セラルルナリ、コノ点モ解決ニ
困難ヲ与フル一因ナリ

後 藤
兎毛角、具体案ニ就テハ田中大使ト協議セラ
レンコトヲ望ム

後 藤
昭和三年一月十八日午後一時半カラハント会談要
領
漁業問題ニツキナホ経過ヲ申シ延ヘタシ、自
分ハ当地ニ来リ本問題ノ両国親交促進上重要
ノ意義アルヲ見テ之ニ参加シ種々努力ノ末漸
ク日本政府ヲシテ無競売漁区貸下ノ主張ヲ放

カラハン
先刻田中大使ニ申シタルコトヲ承知サレンカ
後 藤
承知セリ

カラハン
誠ニ遺憾千万ノ事ナリ、露国政府ハ本日閣議
ノ結果過日交呈セル対案ノ外ニハ何等覚書ヲ
承認セサルコトニ決セリ

後 藤
元来自分ハ本問題ニハ関係セスシテモスムヘ
カリシナレトモ、当地着以来本問題解決ノ重
要ナル意義ヲ有スルヲ見テ之ニ喙ヲ容レ本国
政府ヨリ調印ノ権能ニ関スル電訓ヲ得ル迄ニ
至リ、ココニ決裂スルコトトナリテハ、本国
政府ニ対シ余一人ノ面目ノ立タサルハ勿論、
追テ兩國関係ニ悪影響ヲ及ホサンコトヲ恐
ル、何等カ救匡ノ道無キカ、モシ必要アラハ
誰人カニ面会シテ話スコトヲモ辞セス

カラハン
子爵カ之ニ関係セスシテモスムヘカリシヲ関
係シテコノ結果トナルハ誠ニ同情ニタヘス、
又本問題解決ノタメニ尽サレタル努力ニ対シ
深キ感謝ノ意ヲ表ス、余モ亦本問題ノ円満ナ
ル解決ノタメニ努力セルカ此ノ如キ結果トナ

外務大臣男爵 田中 義一殿
 極東有力家団ノ本邦視察計画ニ関スル件
 先般来米浦中ナリシ極東米穀国営「トラスト」「ダリリー
 ス」社長「アンドレイ・イワノウイチ・カシカリョフ」氏
 (前沿海県執行委員長タリ現ニ極執委員会及共産党幹部員
 ノ一人ニシテ教育アリ温厚ノ紳士的人物)ハ昨二十六日当
 地発途中米作関係事務打合ノ為メ「ニコリスク」立寄ノ予
 定ニテ哈府ニ帰任シタルカ本官ト会谈ノ際同人ハ当地方米
 作ニ関シテハ先進国タル貴国ニ学フヘキ事多々アリ既ニ昨

249 昭和2年9月27日 在ウラジオオストック渡辺総領事より
 田中外務大臣宛
 極東ソ連経済関係団休有力者の本邦視察
 計画について
 機密第三九八号 (10月1日接受)
 昭和二年九月二十七日 在浦潮斯德
 総領事 渡辺 理恵(印)

2 極東ソ連訪日団関係

リ残念ニタヘス
 取ルヘキ方法ニ関シテハ、我政府カコノ決議
 ヲナシタルハカリニツキ之ヲシテ再審セシム
 ルニハ何等カ適當ノ辞柄無カルヘカラサルカ
 之ヲ発見スルコト困難ナルヘシ、サレト本夕
 チチエリン氏ト会见シテ相談シタル上申上ク
 ヘシ
 後 藤 本問題ヲコノ儘ニ決裂セシムレハ又永ク解決

ノ機ヲ失フヘク、他ノ大ナル問題モコノタメ
 ニ議スルヲ得スソノ影響頗ル大ナリ、サレト
 最早考慮ノ余地無シトナラハヤムナキ故其旨
 東京ニ通知スルヨリ外無シ、タタ貴下カナホ
 チチエリン氏ト凝議センコトヲ希望ス
 カラハン 承知セリ、今夕カ若クハ明朝ソノ結果ヲ報ス
 ヘシ

年来寺尾博士其他ノ専門家カ当方面来遊視察ノ縁故モアル
 故予テ米作其他一般経済状況視察ノ為メ貴国訪問ノ希望ヲ
 有シ居タルモ我社カ創業ノ際柄多忙ノ為メ果シ得サリシモ
 此程来極執幹部間各部門ニ属スル有力家数名一団トナリ貴
 国視察ノ計画アルニヨリ自分モ之レニ参加ノ事トナリ多分
 十月中旬後渡航ノ事トナルヘク本計画ト入国並視察上ノ便
 宜等ニ関シテハ在日労働大使側ヨリ貴国当局ニ交渉中ナル
 筈ナルモ一行愈渡航ノ事トナラハ何分宜敷願フ云々申出タ
 ルニヨリ本官ハ大使ヨリ交渉中ナラハ万遺漏ナカルヘキモ
 若シ入国ニ関シ当方面ニテ手続ヲセラルル様ノ事ナラハ予
 メ一行ノ氏名職業渡航目的視察上ノ希望事項等在哈府総領
 事館乃至当方ニ詳細申出置カレ度然ラサレハ突然ノ申出ニ
 テハ種々打合ニ手違ヒヲ来ス恐アルヘシト答ヘ置キタリ尚
 本件ニ関シ其後本官カ前当地税関長タリシ「マシヤン」氏
 ヲリ聞キタルニ同シク右計画ノ事実ナル事極東人民経済会
 議々長「スタリコフ」ヲ初メ其他ノ有力家ハ多分訪日団ニ
 参加スヘシト語り居タリ思フニ此種計画ハ兩三年来当地及